

平成22年度 事業報告書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	2
(1) 法人の概要	2
(2) 本所・支所等の住所	5
(3) 資本金の状況	5
(4) 役員の状況	6
(5) 常勤職員の状況	8
3. 簡潔に要約された財務諸表	8
4. 財務情報	11
(1) 財務諸表の概況	11
(2) 施設等投資の状況（重要なもの）	16
(3) 予算・決算の概況	16
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	17
5. 事業の説明（セグメント情報）	17
(1) 財源構造	18
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	19
6. 当該事業年度の業務の実施状況	22
6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	22
A. 共通事項	22
B. バイオテクノロジー分野	31
C. 化学物質管理分野	37
D. 適合性認定分野	46
E. 生活安全分野	57
F. その他業務	67
G. その他業務運営に関する計画	67
6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	68

1. 国民の皆様へ

これまで、製品評価技術基盤機構（N I T E : National Institute of Technology and Evaluation、以下「ナイト」という。）は、第二期中期目標期間（平成18～22年度）において、科学技術の急速な進展やこれに伴う生活の多様化等を背景に、「くらしの安全・安心」に貢献することを基本理念として、知的基盤整備に加え、製品事故原因分析、化学物質の安全性評価、遺伝子組換え生物等の使用の安全性評価など、国民の安全の確保に直結する行政サービスの提供に力を入れてきました。

第二期中期目標期間の最終年度である今年度においては、バイオテクノロジー分野では、有用機能等の探査源となる微生物約3万株、他機関の研究成果である微生物約1万株の収集目標に対し、目標を上回る収集を行うとともに、企業及び研究機関等への情報提供（分譲）を実施しています。

化学物質管理分野では、改正化審法におけるスクリーニング評価手法について、国での審議に係る技術支援を行うとともに、旧化審法上の監視化学物質約1,350物質について、同手法でのスクリーニング評価を実施し、より詳細なリスク評価対象とすべき88物質を選定しました。また、改正化審法に基づき23年度から開始される一般化学物質の製造・輸入量等届出制度の開始に向け、化審法番号とCAS番号の対応リスト整備を実施するなど、リスクベースでの化学物質管理制度の確立と、円滑な施行開始に向け貢献しました。

適合性認定分野では、米国EPAエネルギースタープログラムに基づく製品試験を実施する試験事業者の認定、カシミア製品の品質確保のための製品認証を行う製品認証機関の認定プログラムを迅速に立ち上げるなど、社会ニーズに迅速に対応してきました。また、技術的信頼性の高い認定機関運営のために国際活動に積極的に貢献しました。

生活安全分野では、子供のライターによる火遊び事故防止のため、チャイルドレジスタンス機能に関する試験方法及び試験装置を開発し、その成果をJIS及び消費生活用製品安全法の技術基準に反映させるなど、子供の事故の未然防止に貢献してきました。

ナイトは、これからも、国民の期待に適時かつ適切に応え、信頼できる技術と情報をもとに、「くらしの安全・安心」に直結する日々の業務サービスに取り組んでまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

ナイトは、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としております。(独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条)

② 業務の範囲(機構法第11条)

ナイトは、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

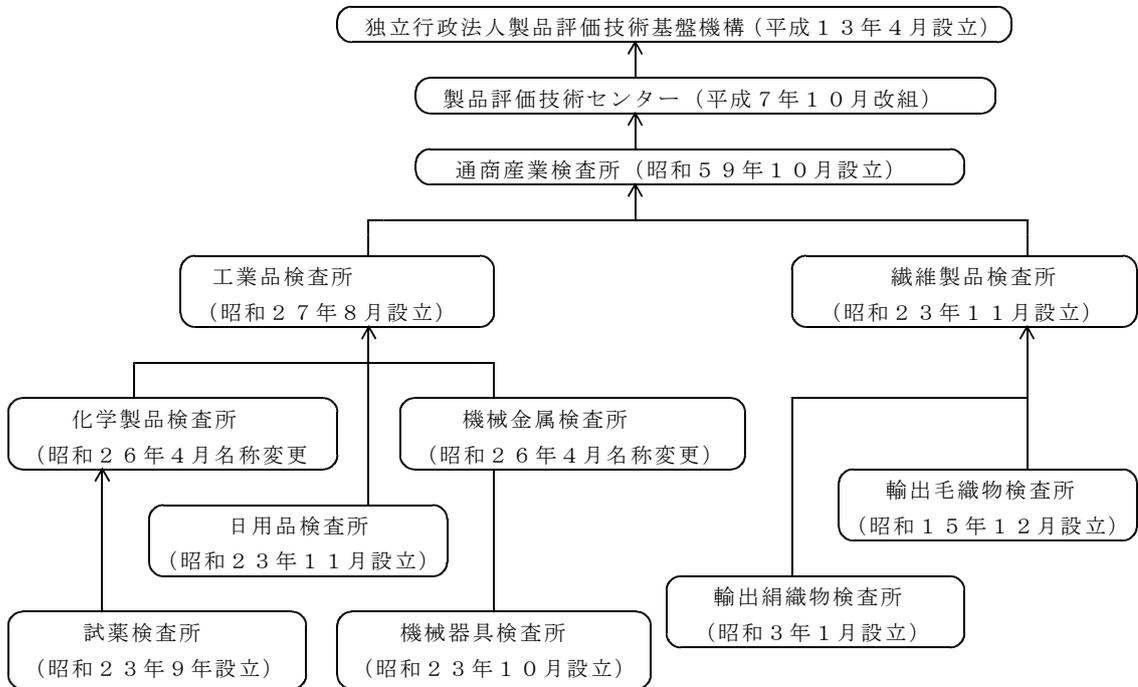
- a. 工業製品その他の物資に関する技術上の評価
- b. 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価
- c. 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供
- d. aの評価の技術に関する調査及び研究
- e. a～dの業務に附帯する業務
- f. 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第21条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による立入検査並びに第42条第1項第8号の規定による検査
- g. ガス事業法(昭和29年法律第51号)第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査
- h. 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問
- i. 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)第19条第1項の規定による立入検査
- j. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問
- k. 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第31条第1項第8号の規定による検査並びに第41条第1項から第3項までの規定による立入検査
- l. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第33条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去
- m. 計量法(平成4年法律第51号)第148条第1項及び第2項の規定による立入検査(同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除く。)

- n. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）
第30条第5項の規定による立会い及び第33条第4項の規定による立入検査、質問又は収去
- o. 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条第4項の規定による立入検査又は質問
- p. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制等による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

③ 沿革

平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



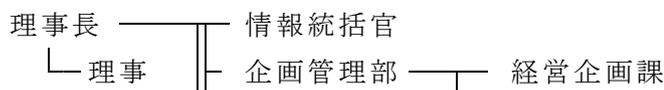
④ 設立根拠法

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課）

経済産業大臣（経済産業省産業技術環境局知的基盤課）

⑥ 組織図（平成23年3月末現在）



監事

監査室

- └ 電気用品安全法技術基準検討室
- └ 人事企画課
- └ 総務課
 - └ 情報システム室
 - └ 情報公開・個人情報保護相談室
- └ 財務・会計課

バイオテクノロジー本部

- └ 計画課
 - └ バイオ安全業務室
- └ 情報システム管理課
- └ 生物遺伝資源情報部門
 - └ 資源情報解析課
- └ 生物遺伝資源部門
 - └ 遺伝資源保存課
- └ 生物遺伝資源開発部門
 - └ 資源開発課
- └ 特許微生物寄託センター

化学物質管理センター

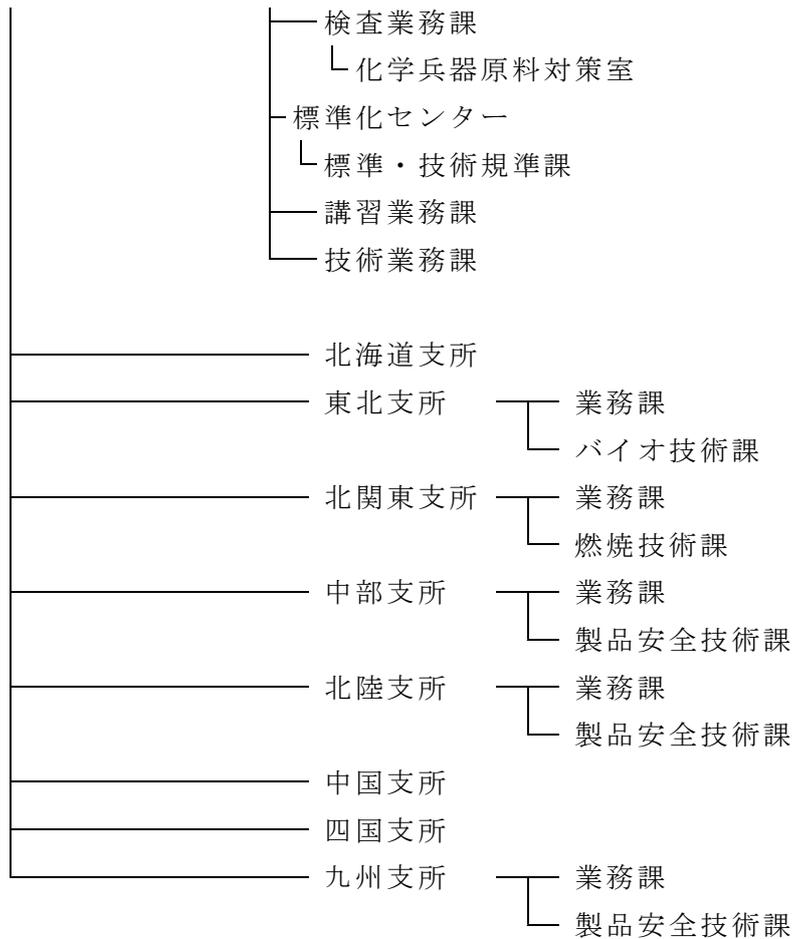
- └ 計画課
- └ 情報業務課
- └ 安全審査課
- └ リスク管理課
- └ リスク評価課
 - └ 化学物質審査規制法リスク評価準備室

認定センター

- └ 計画課
 - └ 認定企画室
- └ 計量認定課
- └ 環境認定課
- └ 製品認定課
- └ 中部認定事務所
- └ 近畿認定事務所

製品安全センター

- └ 計画課
- └ 製品安全企画課
- └ 製品安全調査課
 - └ 事故リスク情報分析室
- └ 製品安全技術課
 - └ 事故リスク情報分析室経年劣化対策室
 - └ 経年劣化対策室



(2) 本所・支所等の住所

- 本 所 : 東京都渋谷区西原2-49-10
- バイオテクノロジー本部 : 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
- 製品安全センター : 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館
- 北海道支所 : 北海道札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎
- 東北支所 : 宮城県仙台市宮城野区東仙台4-5-18
- 北関東支所 : 群馬県桐生市堤町3-7-4
- 中部支所 : 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
- 北陸支所 : 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎
- 中国支所 : 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館
- 四国支所 : 香川県高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビルディング5F
- 九州支所 : 福岡県福岡市南区塩原2-1-28

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,072	—	—	19,072
資本金合計	19,072	—	—	19,072

(4) 役員 の 状 況

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	安井 至	自：平成21年 4月 1日 至：平成23年 3月31日		昭和43年 3月 東京大学工学部合成化学科卒業 48年 3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程 修了 工学博士 昭和50～52年 米国レンセラー工科大学博士研究員 平成 2年 7月 東京大学生産技術研究所教授 8年 5月 東京大学国際・産学共同研究センター、 センター長併任 平成 9年 4月 全国産学連携センター協議会会長 平成15年12月 国際連合大学 副学長 平成15年12月 東京大学客員教授 平成16年 6月 東京大学名誉教授 平成20年 1月 国際連合大学 名誉副学長 平成20年 1月 (独) 科学技術振興機構研究開発戦略 センター 平成20年 4月 同 上席フェロー 平成21年 4月 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長
理 事	川上景一	自：平成20年 7月12日 至：平成22年 7月29日	企画、人事、 予算、広報	昭和57年 4月 通商産業省 入省 平成 7年 6月 同 通商産業検査所 総務部企画課長 平成 9年 6月 経済協力開発機構 日本政府代表部一等書記官 平成12年12月 通商産業省 機械情報産業局総務課 新映像産業室長 平成13年 1月 経済産業省 商務情報政策局 環境リサイクル室長 平成15年 7月 同 商務情報政策局 消費経済部消費経済政策課長 平成17年 9月 同 製造産業局 航空機武器宇宙産業課長 平成18年 7月 同 貿易経済協力局 貿易振興課長 平成20年 7月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事 (役員出向)
理 事	獅山有邦	自：平成22年 7月31日 至：平成23年 3月31日	経 営 ・ 企 画、人事、 予算、広報、 化学物質管 理センター ・ 認定セン ター	昭和58年 4月 通商産業省 入省 平成13年 5月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター所長 平成17年 9月 経済産業省製造産業局 化学物質管理課長 平成20年 7月 同 中部経済産業局総務企画部長 平成22年 7月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事 (役員出向)
理 事	菊池 久	自：平成21年 4月 1日 至：平成23年	労務、会計、 文書・情報 管理、法務	昭和42年 7月 通商産業省 (鶴岡繊維製品検査所米沢 出張所) 入省 昭和46年 4月 同 横浜繊維製品検査所検査課

		3月31日	・ 知的財産、バイオテクノロジーセンター ・ 製品安全センター	昭和59年10月 同 通商産業検査所商品テスト部繊維業務課 昭和62年10月 同 生活産業局総務課繊維企画官付繊維検査専門職 平成 3年 4月 同 通商産業検査所総務部繊維管理課長補佐 平成 5年 7月 同 通商産業検査所バイオテクノロジー検査センターバイオテクノロジー検査課長 平成 7年10月 同 製品評価技術センター バイオテクノロジーセンター解析技術課長 平成13年 1月 独立行政法人 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター長 平成13年 4月 同 バイオテクノロジーセンター所長 平成15年 4月 同 バイオテクノロジー本部次長 平成16年 6月 同 生活・福祉技術センター所長 平成21年 4月 同 理事
監 事	前川美之	自：平成17年 4月 1日 至：平成23年 3月31日		昭和42年 4月 三菱化成工業(株) 入社 昭和63年 6月 三菱化成(株) 水島工場 保安環境部長 平成 6年10月 三菱化学(株) 黒崎事業所 管理部長 兼 同事業所 T P M推進室長 平成 8年 6月 同 取締役 化成品カンパニー企画部長 平成11年 6月 同 常務執行役員 化成品カンパニー プレジデント 平成15年 6月 同 常務取締役 兼 常務執行役員 技術・生産センター長 平成16年 6月 同 代表取締役 兼 専務執行役員 技術・生産センター長 平成17年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事
監 事	地崎 修	自：平成19年 4月 1日 至：平成23年 3月31日		昭和47年 4月 通商産業省 入省 昭和60年 6月 同 基礎産業局エネルギー対策室長 昭和61年 5月 日本貿易振興会ロソセリス・センター次長 平成元年 7月 通商産業省 中国通商産業局商工部長 平成 3年 8月 同 工業技術院 標準部繊維化学規格課長 平成 5年 6月 同 基礎産業局生物化学産業課長 平成 7年 7月 石油公団 備蓄計画部長 平成 9年 6月 通商産業省 大臣官房付 平成 9年 6月 同 退職 平成 9年 7月 (財)バイオインダストリー協会 専務理事 平成18年12月 東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科技術経営専攻修了 平成19年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事

(5) 常勤職員の状況

ナイトの平成22年度末常勤職員数は401名であり、前期末比増減は△5.42%となっている。

なお、常勤職員数の対前年度末増減比は1.26%である。

	平成21年度末	平成22年度末
常勤職員	396名	401名
うち任期付研究員	5名	7名
うち国からの出向者	8名	10名
非常勤職員	148名	145名
出向者	14名	15名
うち国の機関への出向者	13名	13名
その他	1名	2名

※年度末・・・当該年度の1月1日における数

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	3,906	流動負債	2,052
現金・預金	3,723	運営費交付金債務	-
その他	184	その他	2,052
固定資産	16,600	固定負債	3,063
有形固定資産	16,397		
無形固定資産	135	負債合計	5,115
投資その他の資産	69		
		純資産の部	
		資本金	19,072
		政府出資金	19,072
		資本剰余金	▲5,646
		利益剰余金	1,966
		純資産合計	15,392
資産合計	20,506	負債・純資産合計	20,506

※百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、一致しない場合がある(以下同じ)。

② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	8,514

業務費	7,568
人件費	3,912
減価償却費	751
その他	2,906
一般管理費	916
人件費	711
減価償却費	51
その他	154
その他	30
経常収益 (B)	9,726
運営費交付金収益等	8,262
自己収入等	1,460
その他	4
臨時損失 (C)	74
臨時利益 (D)	24
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	39
当期総利益 (B) - (A) - (C) + (D) + (E)	1,201

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	784
人件費支出	▲ 4,541
運営費交付金収入	7,155
自己収入等	1,268
その他の収入・支出	▲ 3,099
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	▲ 1,039
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	▲ 304
IV 資金減少額 (D=A+B+C)	▲ 559
V 資金期首残高 (E)	4,282
VI 資金期末残高 (F=D+E)	3,723

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	7,123
損益計算上の費用 (控除) 自己収入等	8,588 ▲ 1,464

(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	562
III 損益外除売却差額相当額	3
IV 引当外賞与見積額	▲10
V 引当外退職給付増加見積額	▲91
VI 機会費用	389
VII 行政サービス実施コスト	7,977

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

その他（流動資産）：ナイトの業務活動から生じる未収金、たな卸資産等

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具、器具及び備品などナイトが長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権

投資その他の資産：権利金

運営費交付金債務：ナイトの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

その他（流動負債）：ナイトの業務活動から生じる未払金及び未払費用等

その他（固定負債）：資産見返運営費交付金及び資産見返物品受贈額等

政府出資金：国からの出資金であり、ナイトの財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費を財源として取得した資産でナイトの財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：ナイトの業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費：ナイトの業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、ナイトの役職員等に要した経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財務費用：支払利息

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等：手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益：固定資産の除売却損益

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間において自己収入で取得した固定資産の減価償却費相当分の取崩し

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：ナイトの通常の業務の実施にかかる資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出等、資金の調達及び返済など

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済など

資金にかかる換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：ナイトが実施する行政サービスのコストのうち、ナイトの損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外除売却差額相当額：ナイトが中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：国の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額など

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、利益剰余金、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成22年度の経常費用は、8,514百万円と前年度比56百万円増

(0.7%増)となっている。

(経常収益)

平成22年度の経常収益は、9,726百万円と前年度比744百万円増(8.3%増)となっている。これは中期目標期間最終年度により独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額1,105百万円を収益化したことによる運営費交付金収益が前年度比1,639百万円増加した一方で、講習関係業務収入が前年度比901百万円及び受託収入が62百万円減少したことが主たる要因である。

(当期総損益)

平成22年度の当期総利益は、1,201百万円と前年度比669百万円増(125.9%増)となっている。これは、上記経常損益の状況及び固定資産の除売却による臨時損益▲50百万円、並びに前中期目標期間繰越積立金取崩額39百万円を計上した結果である。

(資産)

平成22年度末現在の資産合計は、20,506百万円と前年度末比597百万円減(2.8%減)となっている。これは政府からの受託案件の減少に伴う未収金が277百万円、第3期に向けての先行投資として施設設備や試験機器の購入など固定資産取得費の増に伴う現金及び預金残高の減が主たる要因である。

(負債)

平成22年度末現在の負債合計は、5,115百万円と前年度末比1,299百万円減(20.3%減)となっている。これは中期目標期間最終年度により独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額1,105百万円を収益化したことによる運営費交付金債務の減が主たる要因である。

(利益剰余金)

平成22年度末現在の利益剰余金は、1,966百万円と前年度末比1,162百万円増(144.5%増)となっている。これは前中期目標期間繰越積立金18百万円、当期末処分利益1,201百万円及び通則法第44条第1項積立金747百万円を計上した結果である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成22年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、784百万円と前年度比1,020百万円減(56.6%減)となっている。これは講習関係業務の受講者数減により講習業務関係収入が減少したことが主たる要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成22年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、▲1,039百万円と前年度比701百万円減(207.9%減)となっている。これは第3期に向けての先行投資として施設整備や試験機器の購入など固定資産の取得による支出が増加したことが主たる要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成22年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、▲304百万円と、前年度比100百万円減(48.9%減)となっている。これはファイナンス・リース契約が増加したためである。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経常費用	9,327	9,001	9,159	8,458	8,514
経常収益	9,213	8,825	9,377	8,982	9,726
当期総利益(▲は損失)	45	▲114	284	532	1,201
資産	20,351	19,803	19,952	21,104	20,506
負債	5,033	5,066	5,427	6,414	5,115
利益剰余金	281	110	333	804	1,966
業務活動によるキャッシュ・フロー	150	999	1,685	1,803	784
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲498	▲433	▲192	▲337	▲1,039
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲324	▲184	▲200	▲204	▲304
資金期末残高	1,347	1,728	3,020	4,282	3,723

注1 第二期中期目標期間は、平成18年度から平成22年度になります。

注2 対前年比において、当期総利益が変動をしている要因は、中期目標期間最終年度により独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額1,105百万円を収益化したこと及び講習関係業務の利益等により経常利益1,212百万円を計上したためである。

注3 対前年比において、利益剰余金が増加している要因は、当期末処分利益1,201百万円及び前中期目標期間繰越積立金39百万円を取り崩したことが要因である。

注4 対前年比において、業務活動によるキャッシュ・フローが増加している要因は、講習関係業務の受講者数減により講習業務関係収入1,012百万円の減少が主な要

因である。

注5 対前年比において、投資活動によるキャッシュ・フローが変動している要因は、第3期に向けての先行投資として施設整備や試験機器の購入など有形固定資産の取得による支出777百万円の増加が主な要因である。

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

バイオテクノロジー分野の事業損益は、▲13百万円と前年度比26百万円増（67.2%増）となっている。これは受託事業で購入した資産の減価償却費の減が主な要因である。

化学物質管理分野の事業損益は3百万円と前年度比4百万円増（457.4%増）となっている。これはP R T Rシステム開発の違約金が主な要因である。

適合性認定分野の事業損益は、1百万円と前年度比1百万円増（851.8%増）となっている。

生活安全分野の事業損益は、▲11百万円と前年度比19百万円増（63.0%増）となっている。これは受託事業で購入した資産の減価償却費の減が主な要因である。

講習関係業務の事業損益は、126百万円と前年度比469百万円減（78.8%減）となっている。これは講習受講者数の減少が主な要因である。

表 事業損益の経年比較 (単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
バイオテクノロジー分野	18	▲35	▲43	▲39	▲13
化学物質管理分野	2	3	1	▲0	3
適合性認定分野	1	▲0	0	0	1
生活安全分野	8	▲32	▲32	▲30	▲11
講習関係業務	▲147	▲119	291	595	126

注 第二期中期目標期間は、平成18年度から平成22年度になります。

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

バイオテクノロジー分野の総資産は、8,412百万円と前年比538百万円減（6.0%減）となっている。

化学物質管理分野の総資産は、1,900百万円と前年比329百万円増（21.0%増）となっている。

適合性認定分野の総資産は、1,275百万円と前年比283百万円増（28.5%増）となっている。

生活安全分野の総資産は、3,617百万円と前年比121百万円減（3.2%減）となっている。

講習関係業務の総資産は、234百万円と前年比30百万円減（11.3%減）

となっている。

総資産が全体的に増加しているのは、第3期に向けての先行投資として施設整備投資や試験機器など固定資産の取得が主な要因である。

表 総資産の経年比較

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
バイオテクノロジー分野	11,812	11,035	9,891	8,950	8,412
化学物質管理分野	1,667	1,654	1,834	1,570	1,900
適合性認定分野	1,356	1,211	854	992	1,275
生活安全分野	2,592	2,640	2,803	3,738	3,617
講習関係業務	224	192	238	264	234

注 第二期中期目標期間は、平成18年度から平成22年度になります。

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

当期は当期総利益1,201百万円を計上したが、目的積立金の申請はしていない。前中期目標期間繰越積立金取崩額39百万円は、前中期目標期間中に受託事業により取得した資産の減価償却費相当額及び純粋な除却相当額を取り崩したものである。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較、分析（内容・増減理由）

平成22年度の行政サービス実施コストは、7,977百万円と前年度比761百万円増（10.5%増）となっている。これは損益外減価償却相当額が182百万円、引当外退職給付増加見積額が43百万円及び機会費用が31百万円減少した一方で、業務費用が1,003百万円増加したことが主たる要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
業務費用	7,893	7,945	6,921	6,121	7,123
うち損益計算書上の費用	9,446	9,152	9,191	8,559	8,588
うち自己収入	▲1,553	▲1,208	▲2,270	▲2,438	▲1,464
損益外減価償却相当額	512	512	553	744	562
損益外減損損失相当額	4	—	—	—	—
損益外除売却差額相当額	—	—	—	—	3
引当外賞与見積額	—	▲3	▲34	▲21	▲10
引当外退職給付増加見積額	184	▲50	▲154	▲47	▲91

機会費用	493	405	390	420	389
行政サービス実施コスト	9,086	8,808	7,676	7,216	7,977

注1 第二期中期目標期間は、平成18年度から平成22年度になります。

注2 業務費用の増加については、控除する自己収入のうち講習関係業務収入の減少が要因と考えられる。

注3 損益外減価償却累計額の増加については、現物出資固定資産を除却したことが要因と考えられる。

注4 引当外退職給付増加見積額の減少については、退職者数の増加による退職手当支給額の増加が要因と考えられる。

(2) 施設等投資の状況 (重要なもの)

① 当事業年度中に完成した主要施設等

本所本館外壁等の改修整備 (確定額 105百万円)

② 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当なし。

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし。

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 分	18年度		19年度		20年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入						
運営費交付金	7,626	7,626	7,588	7,588	7,466	7,466
施設整備費補助金	120	120	102	102	120	117
受託収入	842	929	207	590	316	594
講習関係収入	383	322	396	653	1,231	1,680
その他収入	180	195	193	192	205	249
支 出						
業務経費	6,446	6,349	6,461	6,307	6,391	5,894
施設整備費補助金	120	120	102	102	120	117
受託経費	842	927	207	591	316	593
講習関係経費	653	566	593	556	1,106	1,160
一般管理費	1,360	1,325	1,319	1,222	1,280	1,030
区 分	21年度		22年度		差 額 理 由	
	予 算	決 算	予 算	決 算		
収 入						
運営費交付金	7,392	7,392	7,155	7,155	前年度事業繰越 受託契約の増	
施設整備費補助金	265	246	0	105		
受託収入	248	375	203	313		

講習関係収入	1,792	1,707	875	697	受講者の減
その他収入	181	227	194	220	手数料収入等の増
支 出					
業務経費	6,369	6,078	6,332	7,020	経費の増
施設整備費補助金	265	246	0	105	前年度事業繰越
受託経費	248	375	203	313	受託契約の増
講習関係経費	1,392	1,254	820	812	経費の増
一般管理費	1,204	986	1,017	920	経費の減

注1 第二期中期目標期間は、平成18年度から平成22年度になります。

注2 予算区分及び予算額については、当該年度の年度計画に記載されている予算区分及び予算金額を記載しております。

注3 決算額の収入については、現金預金の収入額に期末の未収金等の額を加減したものを記載しております。

注4 決算額の支出については、現金預金の支出額に期末の未払金等の額を加減したものを記載しております。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

① 経費削減及び効率化目標

ナイトにおいては、運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、第二期中期目標の期間中、平均で前年度比1%以上の削減を行うとともに、一般管理費については、第二期中期目標期間中、毎年度、平均で前年度比3%以上の削減を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、効率的な業務の運営を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努めることを目標としている。

このような人的資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシング、外部人材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、ナイトが真に担うべき事務及び事業に特化して、より一層の効率化を図ることとしているところである。

② 上記目標の当中期目標期間における推移

当中期目標期間

(単位：百万円)

区 分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	1,325	—	1,222	▲7.8	1,030	▲15.7	986	▲4.3	920	▲6.7
業務経費	6,349	—	6,307	▲0.7	5,894	▲6.5	6,078	3.1	7,020	15.5

5. 事業の説明（セグメント情報）

（1）財源構造

ナイトの経常収益は9,726百万円（前年度8,982百万円）で前年度比74.4%の増となっている。これは主に、第2期末でもある22年度末直前までの運営費交付金債務1,105百万円を、独立行政法人会計基準に基づき収益化するとともに、期中の執行に伴う運営費交付金収益（資産見返運営費交付金戻入を含む）が624百万円増加した一方で、講習関係業務収入、受託収入がそれぞれ901百万円、62百万円減少したことによる。

経常収益の内訳は、運営費交付金収益（資産見返戻入分を含む）が8,228百万円（経常収益の85%）、受託収入が313百万円（同3%）、講習関係業務収入が951百万円（同10%）、その他手数料等収入が233百万円（同2%）となっている。

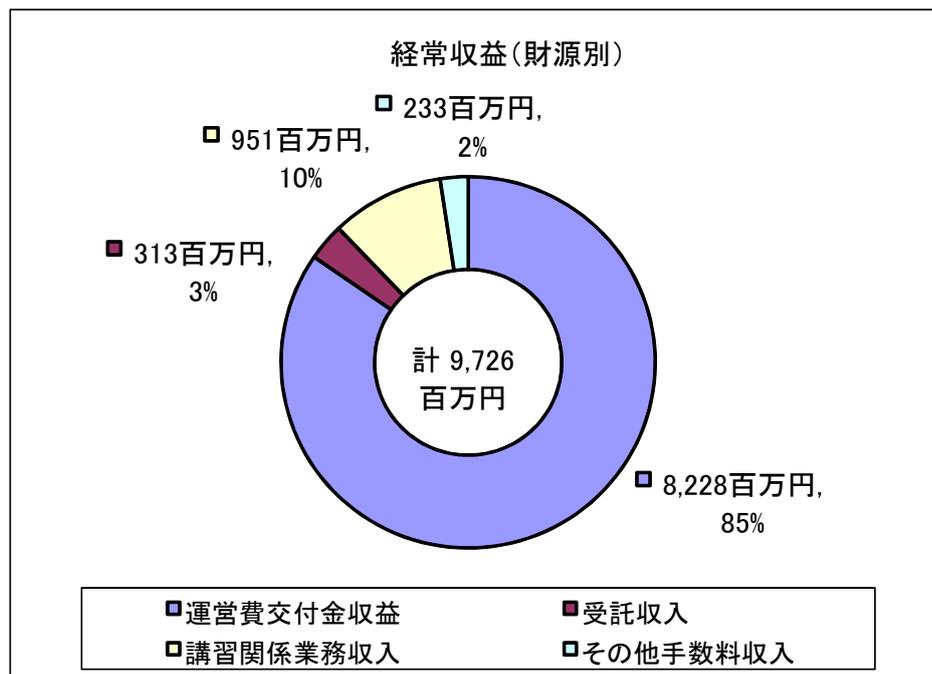
運営費交付金が収益全体の85%を占めているが、これはナイトの業務の大部分が法律に基づく規制執行及びその技術的支援を担っていることによる。

受託収入は、313百万円で前年度比62百万円の減となっている。これは主に、前年度で終了した受託事業（前年度実績計37百万円）があったこと、また国以外からの継続受託事業4件についても昨年度に比して計34百万円の実績額の減少があったことが挙げられる。

なお、今年度新たに受託した事業の実績総額は122百万円であった。

講習関係業務収入は、951百万円となっており、前年度比901百万円の減となっているが、これは、受講者数が5年周期で大きく変動するためであり、昨年度は受講者が5年周期の中で最も多い年度に当たっていたことによる。

なお、講習関係業務は、電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習受講者からの受講料等、講習関係業務収入のみによって賄っている。



財源構造の推移

(単位：百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
運営費交付金収益	7,654	7,612	7,062	6,499	8,228
受託収入	929	590	594	375	313
講習関係業務収入	424	433	1,449	1,852	951
手数料等収入	194	174	219	208	195
その他	12	16	53	48	39
経常収益合計	9,213	8,825	9,377	8,982	9,726

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

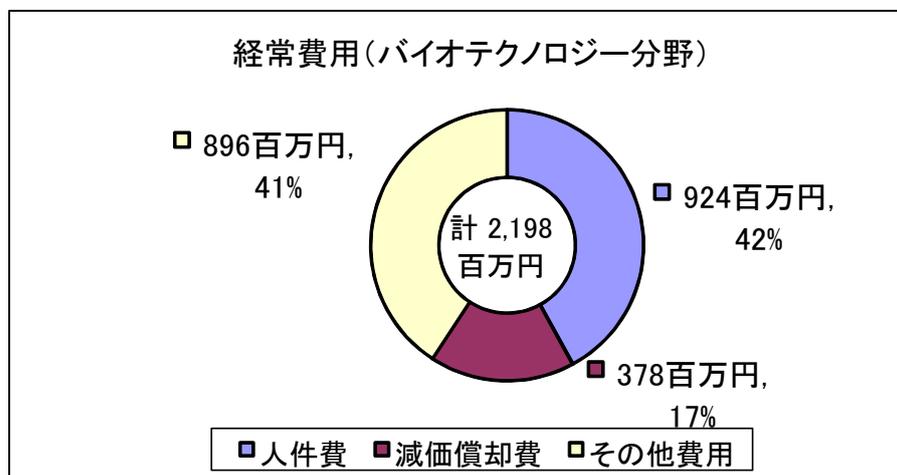
ア バイオテクノロジー分野

バイオテクノロジー分野では、我が国を代表する微生物を中心とした中核的な生物遺伝資源機関として研究開発や産業上有用な生物遺伝資源を戦略的に収集し、永続的に保存するとともにその提供体制を強化すること等により生物遺伝資源の利用拡大を推進することを目的として、a)生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供、b)国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築、c)ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献、d)海外資源国との二国間協力体制の構築、e)特許微生物の寄託業務、f)カルタヘナ担保法に基づく立入検査等業務及びカルタヘナ担保法施行に係る調査業務を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金1,994百万円(運営費交付金収益及び資産見返交付金戻入の合計、以下同じ。)、自己収入等166百万円となっている。なお、自己収入の内容は主に、受託収入及び微生物分譲に係る収入である。

同分野の事業に要する費用は、2,198百万円で対前年度比1.5%の増となった。

なお、他の分野に比べ微生物の保存・分譲等に必要な設備機器等を多く抱えており、以下のとおり、他の事業に比べて減価償却費の割合が大きい支出構造となっている。



イ 化学物質管理分野

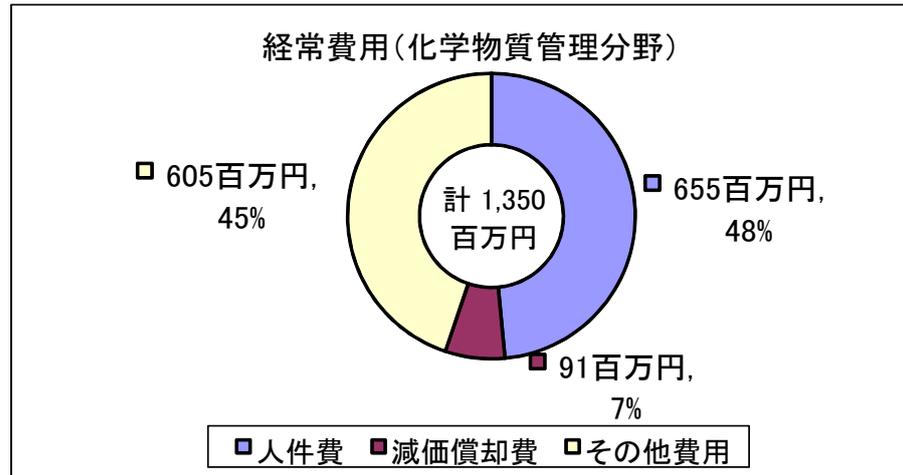
化学物質管理分野では、化学物質に関する国民における安全性に係る理解の深化、事業者による法令への対応と自主管理、国による管理法令の円滑な施行、及びこれら各層における相互理解の促進等に資することを目的として、a)化学物質の有害性等の情報の整備提供、b)化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供、c)化学物質のリスク評価・管理に係る業務、d)リスク評価手法等の調査と手法開発、e)化学物質審査規制法施行支援、f)化学物質排出把握管理促進法施行支援及び化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金1,204百万円、自己収入等149百万円となっている。

自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1,350百万円で対前年度比14.6%の増となった。

なお、費用の内訳は、他の分野に比べ施設・設備等を保有していないため、減価償却費の割合が小さく、その他費用(情報システム関係のリース費用、調査・役務等アウトソーシングに係る外部委託費用 など)の割合が大きい支出構造となっている。

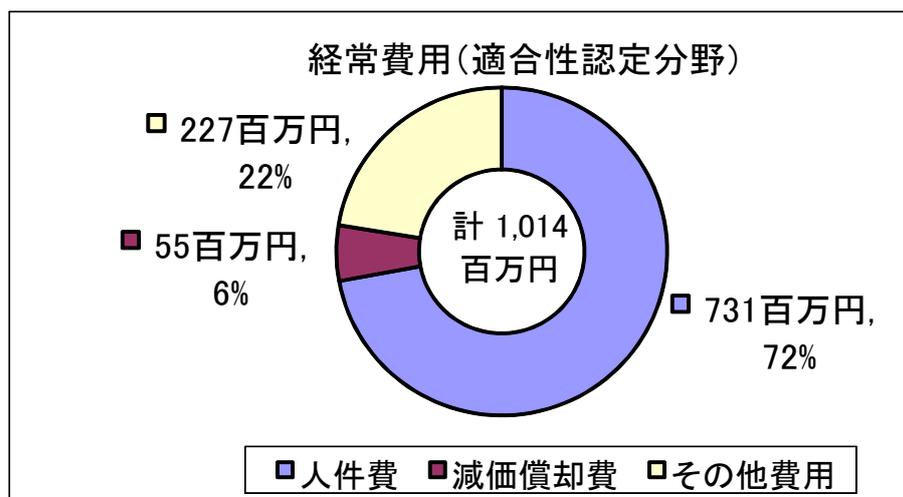


ウ 適合性認定分野

適合性認定分野では、我が国の中核的認定機関として国際相互承認に参加し、国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営、試験・校正事業者の能力の認定等を着実に行うとともに、広範な分野における審査員の確保等の基盤整備、内外関係機関との協力・連携活動を先導的に推進することを目的として、a) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営、b) 工業標準化法、計量法等に基づく認定業務、c) 製品安全関係法令等に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金 920 百万円のほか、自己収入等（手数料収入）94 百万円となっている。

なお、同分野の事業に要する費用は、1,014 百万円で対前年度比 14.3% の増となった。費用の内訳は他の分野に比べ人件費の割合が大きい支出構造となっている。



エ 生活安全分野

生活安全分野では、暮らしの中で国民が利用する様々な製品の安全性の十分な確保や、そのための技術基盤の整備を図ることを目的として、a) 製品の事故

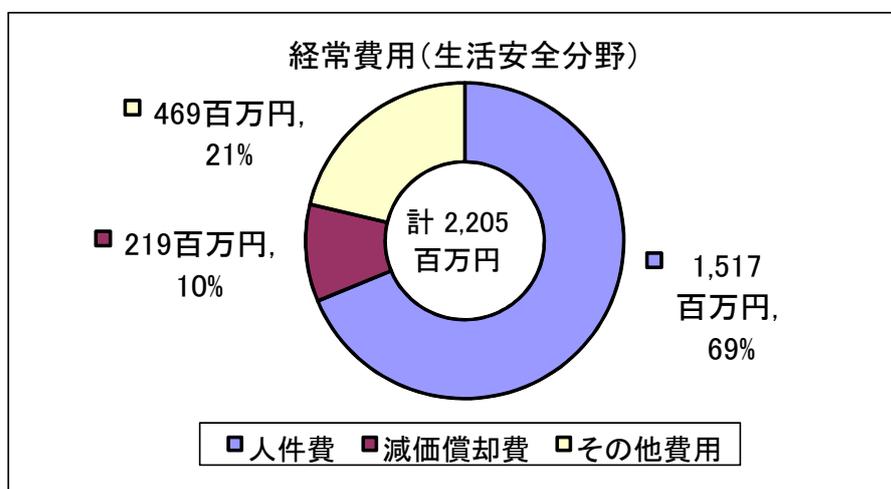
に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等、b)国内外の関係機関との連携、c)事故の未然・再発防止のための情報提供等、d)製品安全体系の高度化を目指した調査研究、d)高齢者・障害者対応等の分野における標準化、e)製品の安全確保のための標準化、f)人間特性に係る技術的データ等の提供、g)立入検査等及び国際機関による検査の立会い等を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金2,083百万円、自己収入等103百万円となっている。

自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、2,205百万円で対前年度比12.1%の増となった。

なお、製品事故調査・原因究明に必要な人員及び設備機器等を多く抱えており、費用の内訳において以下のとおり減価償却費及び人件費の割合が大きくなっている。



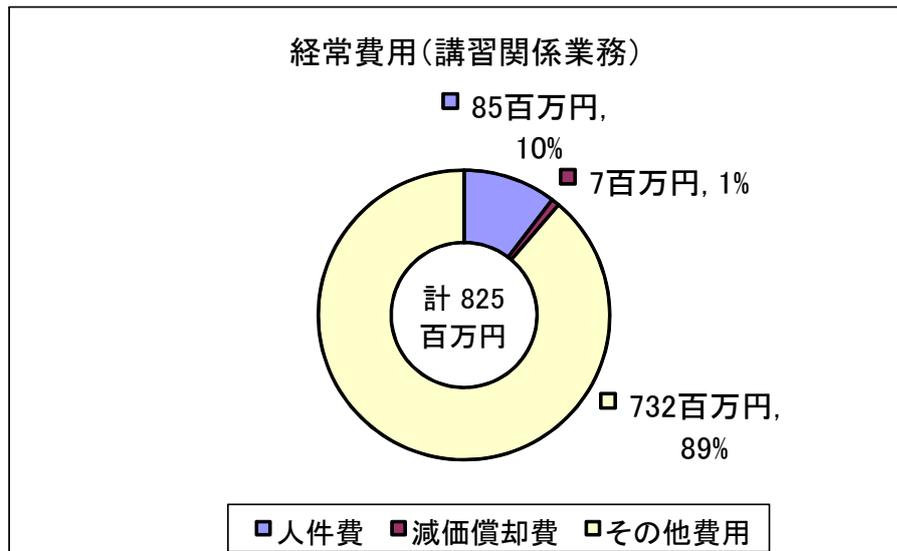
オ 講習関係業務

講習関係業務では、電気工事士法に基づく講習関係業務及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務を実施している。

同業務の財源は、講習受講者からの受講料等で、同業務はすべて自己収入951百万円によって賄われている(昨年度(平成21年度)は1,852百万円の収益を計上)。

同業務に要する費用は、825百万円で対前年度比34.3%の減となった。これは、電気工事士法に基づき有資格者が5年毎受講することとなっており、受講者数に5年毎の変動サイクルがあるためである。

なお、費用の内訳は、その他費用が89%を占めているが、これは主に外部委託及び講師謝金による費用である。



6. 当該事業年度の業務の実施状況

6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A. 共通事項

1. 戦略的な人材育成の推進

(1) 研修、内部教育訓練等

【 キャリアパスの運用 】

- ・ ナイトの長期ビジョンの検討に併せてナイト職員の人材像を検討するとともに、職員の専門技術の複層化、部門間異動の円滑化の観点から、従来11のキャリアパス人材育成コースの見直しを3コースに再編する見直しを行った。
- ・ 見直しを行った新たなキャリアパス人材育成コースについて、職員の希望調査を実施した。

【 職員研修 】

- ・ 22年度職員研修計画に基づき、階層別、分野別等109の研修を実施し、延べ441名が受講した。

① 階層別職員研修

階層別の12の研修に、延べ157名が受講した。また、所内コミュニケーション改善の観点から役員と職員の意見交換会の場を設定した。

- ・ 新規職員研修：8名を対象として、職員としての基本的事項を中心とした研修を実施。
- ・ 中堅職員研修：主任級職員を対象として、「プロジェクト管理研修」等6研修を实

施（延べ61名受講）。

- ・ 新任主査を対象として、問題発見・課題設定力向上のための研修を実施（11名受講）。
- ・ 管理職等研修：管理職員候補となる新任専門官を対象として、マネジメント能力向上のための研修を実施（8名受講）。
- ・ 新任管理職を対象として、問題解決スキル等マネジメント能力向上のための研修を2回に渡って実施（延べ9名受講）。
- ・ 管理職員を対象として、人事評価スキル向上のための研修を実施（49名受講）。
- ・ 調査官・参事官を対象として、ラインケアのための研修を実施（11名受講）。

② 分野別研修

専門技術習得等のために、ナイト内外の86の研修に延べ229名が受講した。

- ・ JNL A技術研修、製品安全本部実務研修などナイト独自に11の研修を企画し、実施した（延べ86名受講）。
- ・ バイオ政策研修、化学物質総合評価管理研修など各省庁、外部専門機関等が主催する72研修に参加した（延べ140名受講）。また、国内外3機関への長期（6か月以上）の派遣研修に3名が参加。

③ その他の研修

その他11の研修に、延べ55名が受講した。

- ・ 国際会議等に対応するための、マンツーマンによる高度な英語研修に12名が受講。
- ・ 新規採用職員からの相談対応や早期自立を支援するメンター職員の研修に延べ7名が受講。
- ・ その他、業務を行う上で求められる各種マネジメントスキル研修等に延べ36名が受講。

④ ナイト内部の教育訓練等

専門知識等を習得するための勉強会・研修会を延べ212回開催。

- ・ 4部門共通：横断的な社会的リスクの検討を行った。具体的な検討プロセスにおいては、外部有識者による検討会合も開催し、製品安全、化学安全、バイオ安全に関するリスク低減のための共通点、相違点を整理
- ・ 企画管理分野：文書管理講習会等
- ・ バイオテクノロジー分野：放線菌分類・同定技術講習会、酵母の検査に関する実習等
- ・ 化学物質管理分野：リスク評価勉強会、毒性QSAR勉強会等
- ・ 適合性認定分野：経済産業省における検査の実施及びそのポイント勉強会、審査員連絡会等
- ・ 生活安全分野：カビによる材料劣化現象に関する勉強会等

⑤ チャレンジ課題の提案

自発的に問題意識を持ち前向きに取り組む人材の育成を目指し、年度当初の各職員の業績評価票作成時において減点対象としないチャレンジ課題の提案・設定を推奨した。その結果、52件の提案がありそれぞれ実行された。

⑥ 組織にとって有用な自己研鑽研修への支援

大学院等が土日を中心に実施する社会人向け講座を職員が自発的、意欲的に受講し、かつ、その内容が組織にとって有用な場合は、学費及び旅費を支給する制度を設け支援することとした。

(2) 戦略的人材育成

① 人事交流

人材の育成及び活用、ナイトの組織運営の活性化を図るため、以下の組織と人事交流を行った。

- ・経済産業省：出向7名、受入10名

② 国際会議等への参加

若手職員に、国際会議での発表、意見交換、海外調査等を通じた実務経験を積ませ、ナイト職員としての資質を高めるため、30代以下の職員延べ32名を積極的に参加させた。

- ・国際会議への出席：韓国国際製品安全ワークショップ、日台技術協力専門家会合、第16回APLAC年次総会(GA)会合、第12回世界微生物株保存会議等
- ・海外機関への調査：CRライター規制制度等調査及び情報交換、タイ工業省訪問、企業との合同微生物探索(ベトナム)等

③ 外部専門家の人材登用

- ・社会・行政ニーズの変化に対応した業務の高度化を図るため、専門能力を有する人材5名を選考採用し、即戦力として活用した(バイオ分野4名、適合性認定分野1名)。
- ・ナイト内の人材育成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する専門家20名を採用(非常勤職員)した(化学分野9名、適合性認定分野4名、生活安全分野7名)。
- ・このような人材登用を通じ、保有する専門技術に関する人材育成及び組織の活性化を図った。

2. 戦略的な広報の実施

(1) 広報活動・営業活動の推進

① 生活安全分野

- ・消費生活センター、消防機関、工業会等の要請に応じて講師を派遣(184件)。
- ・生活・安全ジャーナル第9～10号を作成し、ホームページ上で公表した。
- ・原因究明登録機関(89機関)の登録内容等を更新し、全国の消費生活センター等へ配布するとともに、HPで公表した。
- ・小学校高学年向けの製品安全教育の教材(DVD映像と解説書)を作成し、都道府県の教育委員会へ活用を働きかけるとともにホームページ上で公表した。

② 適合性認定分野

- ・JCS Sでは、ILAC方針の見直しに基づく、JCS S校正証明書における校正の不確かさの表記方法をGUM(測定の不確かさガイド)に基づいてより正確に表記(信頼の水準約95%の表記を新たに追加)する必要があるため、JCS S校正証明書の表記の移行に係る説明会を2回(東京、大阪)開催し、関連技術情報の提供を

行った。

- ・ J N L Aでは、 J N L A制度の普及を目的として、 L E D照明の業界団体と定期的に会合を持ち、 L E D照明に関する業界の認定ニーズや動向について情報交換を実施。
- ・ 各種、雑誌、業界新聞への投稿等を実施し、認定制度の紹介等広報を行った。

③ 化学物質管理分野

- ・ 自治体職員体向け P R T Rデータ活用セミナー、経済産業省主催の自治体職員向け化学物質総合評価管理研修、自治体・事業者向け化学物質管理セミナーキャラバンや自治体及び事業者団体等からの個別講演依頼に応じて、職員を講師派遣（61件）し、ホームページから提供している情報やツールの利用普及を図った。
- ・ 横浜国立大学と共同で社会人講座を開催、日本水環境学会と企画セッションを主催、内閣府等とシンポジウムを開催するなどして、化学物質管理センターの成果の普及を図った。
- ・ メールマガジン【N I T Eケミマガ】の配信を開始した。化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等をリンクとともに掲載し、毎週、無料で配信するサービスである。これにより、読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能となる。登録者数は、平成23年3月末現在約2,300名。
- ・ 小冊子「化学物質と上手に付き合うために・・・－化学物質のリスク評価－」を東京都内の62の教育委員会に送付、依頼のあった18の中学校に合計約4,600部送付し、化学物質管理に関する教材として活用された。
- ・ 化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、ホームページを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、随時更新し（約100回）最新情報を提供している。また、化学物質管理センター業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット（約8,000部）やCHRIPパンフレット（約5,600部）などを講演会やセミナー等において配布した。

④ バイオテクノロジー分野

- ・ バイオテクノロジー本部内に広報・営業チームを設置し、効果的な広報活動をするため検討を行い、営業要素の強いパンフレットの作成やサービス内容を記載した名刺等を作成し、広報に活用した。
- ・ 国内のバイオ産業団体、大学、研究所等との連携を図りつつ、イベントや学会での発表・展示やインターネット、新聞等のメディアを利用しての広報活動を行い、ナイトが保有する生物遺伝資源に関する様々な情報の利活用を促進した。

(2) 成果発表会の開催、展示会等への参加

① 生活安全分野

- ・ 業務報告会を東京（315人参加）と大阪（303人参加）で開催し、業務内容の結果を関係機関・企業等に直接情報提供し、ナイトの業務について周知を図るとともに関係機関等との連携を深めた。
- ・ 主婦連講座「知の市場」を東京（85人参加）と大阪（35人参加）で開講し、製品安全の知識普及に貢献した。

- ・経済産業省が主催する「製品安全セミナー」に講師を20回派遣し、パネルや事故品等の展示を行い、積極的な啓発活動を行った。
 - ・経済産業省と共催で「製品安全総点検セミナー」を開催した（11月15日）。
- ② 適合性認定分野
- ・分析展2010、国際計量計測展 INTERMEASURE2010、計測標準フォーラム第8回合同講演会（ポスターセッション）に出展。また、計測展2010 OSAKAの無料セミナー・計測標準フォーラム第8回合同講演会において、JCSSの広がりテーマに講演を行った。その他、分析展2010でJCSS標準物質に特化した広報活動をNMIJ、CERIと合同で行った。
 - ・建築・建材展2011では、光触媒工業会のブースにて、JNLA制度についてパネル展示の協力をし、情報提供を行った。
- ③ 化学物質管理分野
- ・成果発表会を東京（参加者262名）及び大阪（150名）の2会場で開催した。内容は、職員発表、理事長による基調講演、ポスターセッション、及びCHRIPなどのミニセミナーから構成。多数の来場者に成果を報告し、個別業務に関する意見を交換した。
 - ・日刊工業新聞社等が主催する「2010洗浄総合展」（入場者数約2万人）の特別企画VOC対策ゾーンに特別協力として参加し、PRTRデータ過年度比較報告書を配付した。
- ④ バイオテクノロジー分野
- ・世界的関心の高いCOP10の名古屋開催にあわせて、10月に国際シンポジウムを開催した。本シンポジウムでは、外国からの参加者32名を含む112名の参加があった。また、TVカメラの取材も実施された。
 - ・COP10の会場にて実施された生物多様性フェアへ出展し、ナイト、経済産業省、JBAの業務紹介を実施し、500名以上の参加者が訪れた。
 - ・外部機関主催の展示会としては、食品微生物学会、放線菌学会、防菌防黴学会などの学会への出展及び学会誌での広告掲載を行った。バイオ関連企業や団体の総合的な展示会であるバイオジャパンへの出展の他、国際医薬品原料・中間体展、バイオエキスポへの出展を行い、バイオテクノロジー本部のサービスのPRを行った。
- (3) マスコミを通じた積極的な情報発信
- NITE懇話会を開催（2回）し、ナイトについての理解を深めプレス発表の効果を高めた。
- ① 生活安全分野
- ・プレスリリースによる事故防止のための注意喚起を「ライター」、「ガスこんろのグリル」及び「扇風機、換気扇」等について、12件行った。
 - ・マスメディアからの事故内容、事故件数等の問い合わせ及び再現実験映像の提供依頼について、148件対応した。
 - ・上記の結果、新聞掲載89回（5大紙63回）、テレビ報道182回（全国放送174回）、ラジオ放送2回取り上げられた。
 - ・プレスリリースのテーマに則したミニポスター（再現実験映像を含む）を14種類

作成し、ホームページ上で公表した。

② 適合性認定分野

- ・ ナノものさし標準物質のRMinfo登録に際して、当該登録機関（大学）が行ったプレス発表の場において、認定センターからRMinfoの概要を説明する広報活動を行った。

③ 化学物質管理分野

- ・ CMCレターをマスコミに配布し、化学物質の安全性への関心の向上を図った。
- ・ 「ここまでわかるあなたの街の大気汚染－シミュレーションによる大気濃度の推定」をテーマにNITE懇話会を開催した。

④ バイオテクノロジー分野

- ・ 「NITE懇話会」を含む3件のプレスリリースを行った他、COP10関係の取材があり、TV9番組、新聞26報に掲載された。
- ・ 専門誌で17報の研究成果を発表し、46件の学会発表（口頭24件、ポスター22件）を行った。

(4) ナイトの業務全体の理解浸透、支持者・支援者の拡大

① 生活安全分野

- ・ 主婦連講座「知の市場」を東京（85人参加）と大阪（35人参加）で開講し、製品安全の知識普及に貢献した。
- ・ 事故防止のための啓発リーフレット「夏の事故」、「冬の事故」及び「新生活スタート」等6種類を作成し、ホームページ上で公表すると共に全国の消費生活センター等へ配布した。
- ・ 消費者へ注意喚起をしたり、リコール情報を届けるため「こんな事故にもご用心」及び「リコールなど注意を呼びかけています」ちらしをそれぞれ20号、19号まで24種類作成し、ホームページ上で公表した。
- ・ 「PSマガジン」を定期的に24回及び「被災時の製品事故の防止について」等特別号2回を配信した。配信登録者拡大のため全国市町村福祉協議会、全国の小・中・高校長会、リサイクルショップなどへダイレクトメールを10,729通発送し、読者数を7,494名に拡大した。

② 適合性認定分野

- ・ 認定センター審査員研修にJACメンバーの受講者を受け入れ、JAC活動に貢献した。
- ・ 認定センターアドバイザーから、ホームページに対する問題点、わかりやすさ等に配慮した改善提案を受けてホームページに反映し、ホームページを充実させることができた。
- ・ 12月に国内外から講師を招いて合同セミナー（JLAC技術情報セミナー）を開催し、試験所・校正機関認定制度にかかわる国際的・技術動向についての情報提供を行った。

③ 化学物質管理分野

- ・ 渋谷区教育委員会が主催する子供向けの科学イベント「ハチラボ科学フェスタ」（来場者数 約1,600名）に、製品安全センター及びバイオテクノロジー本部と協力し出展、来場者にナイトの業務内容や化学物質管理の考え方等を紹介した。

④ バイオテクノロジー分野

- ・地元新聞社の他、木更津市役所等でも見学会等イベントやトピックスについて情報を発信してもらえるような体制を整えた。
- ・「かずさの森の微生物教室」開催；地元地域の小学生を対象にかずさ地区にて微生物教室を開催した。地元の小学生14人が参加。
- ・相手の要望に合わせた適切な見学対応を実施した。22年度かずさ地区の見学者数450名、本所見学者数35名。

3. マネジメントの改善

(1) 企画管理機能の強化

① リスク管理

- ・22年度業務管理シートに、業務リスク及びそれらの対応を記載し、各課室の日常業務における実効性あるリスク管理の定着を図った。
- ・リスク管理委員会を開催し、組織全体のリスクについて、共通認識を図るとともに、各部門におけるリスク対応を再調査し、リスク事例の情報共有を行った。
- ・ガス消費機器設置工事監督者資格講習修了試験の出題問題に誤りがあることが判明したことについて、ホームページ上で出題の誤りについて公表するとともに、試験問題作成のチェック体制、再発防止策について検討を行い、その結果を原子力安全・保安院に報告した。
- ・試験所の技術的能力等の審査に用いる書類の一部を、当該審査業務に携わる非常勤職員が電車内に置き忘れたことについて、ホームページに書類の紛失についての事実を公表するとともに、すべての常勤・非常勤職員に対して情報の取り扱いや、紛失事故発生の場合の対応について、周知徹底するなどの措置を講じた。また、RCA手法^{注)}を用いて根本原因分析を行い、その結果に基づいて実施要領、手順書等のマネジメントシステム文書の見直し、職員の教育、危機管理の具体的手順化等の再発防止対策を検討し、策定した。
- ・資格講習修了試験の出題問題の誤り、認定業務における審査書類の置き忘れについては、適切なタイミングで幹部に報告されず組織的対応が遅れたことから、ナイトの組織文化まで立ち返った根本原因分析と、対応策を検討した。その結果、組織文化の向上、統制環境の整備を図るための基本ルールを策定あるいは見直しを23年秋を目処に行い、統制活動を支援する仕組みを構築、運用することで、職員のリスクの予見力、危機管理対応能力等のスキル向上を図ることとしている。
- ・ナイト職員を対象としてリスクマネジメント勉強会を2回開催し、ナイト職員のリスク管理に対する意識の向上を図った。
- ・東日本大震災に対しては、直ちに災害対策本部を設置し、ナイトの被害状況を迅速に把握するとともに、微生物のバックアップ事業について、物資の入手が困難な中、自家発電用の燃料、液体窒素の確保を行い、微生物を死滅させることなく保存した。また、ガス資格有効期間の延長、震災により受講できなかった者のための講習会場の手配、MLAP、JCSSの有効期限の延長等、適切な対応を実施した。

注) Root Cause Analysis(RCA)手法：不具合や事故が発生した後に、その背後に

潜むシステムの問題及びヒューマンファクターを探る手法

② 内部統制

- ・内部統制について、八田進二青山学院大学大学院教授（企業会計審議会内部統制部会部会長）による講演を行い、職員の理解を高めた。
- ・内部統制システムの整備に伴い、今年度は、日常業務でのP D C Aサイクルの定着を図るため、内部統制の運用に係る具体的な仕組みを講じた。具体的には、職員参加による理事長ヒアリングを3シリーズ（延べ21回）行い、23年度予算編成方針をとりまとめ経営方針に反映するとともに、若手職員による中長期戦略の検討のための会合（分野別戦略P T）を20回開催し、職務等の重要性について認識させるとともに参加意識を高めた。
- ・当ナイトの第3期のミッションが、社会的リスクの低減を図ることであることから、4部門が一体となり、横断的な社会的リスクの検討を行った。具体的な検討プロセスにおいては、外部有識者による検討会合も開催し、製品安全、化学安全、バイオ安全に関するリスク低減のための共通点、相違点を整理した。
- ・4つの独法や非営利法人等から独法における内部統制の取組みについて、相談があり、当ナイトの内部統制を紹介し、個別に相談に応じた。
- ・行政刷新会議、行革本部、総務省独法評価委員会による独法業務の見直しについて、ヒアリング資料、説明資料を作成し回答した。
- ・内部統制の充実・強化の観点から、全所的に5 S活動を推進することとし、そのための準備として、外部公的機関の取り組み状況の調査及び書類の管理状況を把握するための実態調査を企画管理部で実施した。これらの調査結果を基に3月に起きた東日本大震災等での教訓を踏まえて、今後、書類の整理、整頓の推進のみならず職場の安全・節電対策も含めた方策を検討するとともに、N I T E改善活動（C N N : Challenge Next NITE）として、全所的に水平展開していく予定。

(2) 目標管理制度による効果的な業務運営、職務行動評価制度の導入等

○目標管理制度

- ・職員の自主性、自発性を高め、効率的かつ着実に業務を進めるため、幹部レベル、課長レベル、若手レベルの検討会を行いつつ、長期ビジョン策定・フォローアップを実施。同時に、第3期中期目標・計画の検討を行った。
- ・業務目標、年度実績等について各部門等の理事長ヒアリングを3シリーズ（延べ21回）行い、23年度予算編成方針をとりまとめるなど経営方針に反映するとともに、若手職員による会合（分野別戦略P T）を20回開催し、中長期戦略の検討を進めた。
- ・長期ビジョンから個人の業務目標まで一貫通のマネジメントを実現するため、業務管理シートの記載項目、記載内容の見直しを行った。

○職務行動評価

- ・人事評価制度を充実するため、職務行動評価（能力評価）制度については、3年間の試行結果をもとに平成22年度から職務行動評価（能力評価）の運用を開始した。
- ・職務行動評価結果から昇給・昇格・人事異動に反映するとともに、評価結果を職員にフィードバックすることによって、本人の能力開発、人材育成が適切に実施でき

るよう、管理職を対象とした研修及び職務行動評価結果の昇給への反映方法について全職員を対象とした説明会を開催し、本制度の周知・徹底を行った。

(3) アウトカム評価の活用による成果の普及

① バイオテクノロジー分野

平成14年～平成22年3月までの期間に日本国特許に出願・公開されたNBRC株が記載された特許公報の掲載情報を整理するとともに、利用されている菌株における経済的な波及効果を調査した。

② 化学物質管理分野

・CHRIPを利用している事業者のうち約90%から収載内容について概ね満足であるとの評価が得られた。主な利用内容としては、国内外の法規制情報の確認(約52%)、GHS対応ラベルやMSDS作成(約13%)、労働安全衛生面での安全性の確認(約13%)、出荷製品に対するや安全性の確認(約10%)などであり、化学物質管理の推進に貢献していることを確認できた。

なお、認知度が約39%(19年度調査)から約43%(22年度調査)と上昇し、広報の成果も現れている。

・PRTR届出対象事業者に対する調査の結果、ナイトが提供するPRTRに関するサービスである、PRTR、MSDS制度に関する法律情報(約42%→約55%)^{注)}、PRTR対象物質に係るデータベース(約42%→約55%)^{注)}、排出量算出方法に関する技術的情報(約31%→約42%)^{注)}、電子届出ファイル作成支援サービス及び電子届出サービス(約39%→約60%)^{注)}、PRTRサポートセンター(約17%→約23%)^{注)}、PRTRけんさくくん(PRTRデータ検索システム)(約21%→約22%)^{注)}、PRTR届出データの過年度比較(約20%→約23%)^{注)}など、いずれも利用度が増加しており、成果の普及が着実に図られていることが確認できた。また、上記情報等を利用している事業者の約95%からは、どの情報等も概ね満足であるとの評価も得られている。

・PRTR公表データの利用内容としては、自社工場からの排出量について、全国レベルや都道府県レベルでの位置付けの確認(約31%)や同業他社との比較による自社対策の進み具合の把握(21%)、自社工場からの排出量に関する排出抑制計画の策定(15%)、近隣工場からの排出状況の把握(12%)など、約80%が化学物質排出抑制に関するものと考えられ、PRTR公表データは、自主管理のインセンティブとして役割を果たしていることも確認できた。

・自治体に対する調査の結果では、PRTR業務におけるナイトの支援は、作業軽減(約53%)、業務の質の向上(約12%)、情報の質の向上(約19%)などに寄与しており、自治体の約80%以上が自己の業務に貢献しているとの高い評価が得られている。

注) 括弧内の「→」を挟む右及び左の数字については、19年度及び22年度のアウトカム調査結果に対応

③ 適合性認定分野

18、19年度のJCS制度、JNLA制度、21年度のMLAP制度に続き、ASNITE制度の社会での使用度、貢献度を確保することを目的として、アンケー

ト調査、ヒアリング調査を実施して指標データの収集を行い、また、その分析結果から制度の課題をより明確にすることにより今後の改善が可能かどうかを見極め、効果的な今後の運営に資するための調査を実施した（A S N I T E 認定事業者へのアンケート41件、ヒアリング6件）。調査の結果、審査・検査の各プロセスに対する評価も高く、審査の運営全体についての満足度は概ね適切であったこと、国際規格に適合した認定取得に加えサービスの品質が安定・向上した等の結果から認定制度の有効性が見られたこと、A S N I T E のホームページ等の情報提供についての満足度は概ね適切と判断できる結果が得られたこと、A S N I T E 認定取得が、認定事業者の顧客に対する信頼性の向上につながったとあげられていること等から、A S N I T E 制度については一定の評価が得られていることが確認できた。

④ 生活安全分野

製品事故の未然防止をねらって、注意喚起のプレス発表を行っている。そのプレス発表が、TV、新聞等で放映・掲載されるが、視聴した消費者がどの程度、製品事故防止のための行動を起こしているか未知数であり、その効果も不明であることから、ナイトがプレス発表した事案について、消費者に浸透しているかについてウェブによるアンケート調査を行った。その結果、事案の認知度があまり高いとは言えないことが分かったため、消費者に効果的にアピールできるプレスリリースの工夫に取り組むこととしたい。また、消費者センター、消防、業界団体、事業者が当該報道後、どのようなアクションを取ったかを併せて調査した結果、消費者センターは、ちらし、ポスター等、消防は、講習会の教材、事業者は、自社のリスクアセスメントに、それぞれ活用していることが判明し、かつ活用コンテンツの質については、高い評価を得られた。

B. バイオテクノロジー分野

1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

(1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供

国際レベルのNBRC（国家生物遺伝資源情報機関）として、研究機関や産業上有用な微生物の生物遺伝資源を戦略的に収集し、継続的に保存・提供するため、以下の業務を実施。

① 有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

【アジア各国・日本国内での微生物探索】

アジア3ヶ国（ベトナム、モンゴル、ブルネイ）でと二国間による微生物探索を実施。国内外（特にアジア地域）の様々な環境より有用機能等の探索源となる微生物（スクリーニング用株）を7,988株収集保存。（第二期累計：34,578株）

《ベトナム》

- ・ホアンリエン国立公園及びカッティエン国立公園等において採集した土壌・落葉・発酵食品などの試料より、合計1,386株（糸状菌500株、放線菌500株、

酵母 77 株、細菌 291 株、藻類 18 株) を分離・選択し、日本へ移転し保存した。

- ・なお、微生物探索には、日本企業 3 社との合同探索を行った。

《モンゴル》

- ・テレルジ国立公園や周辺のゲルにおいて採集した土壌・落葉・発酵乳などの試料を分離・選択し、日本へ移転した。

《インドネシア》

- ・インドネシアにおいて 20 年度に分離し移転していた石油分解菌の分離源と生物活性の情報を整理し 183 株 (細菌 179 株、放線菌 4 株) の保存を行った。

《ブルネイ》

- ・テンブロン国立公園及びスンガイ・リアン森林公園において採集した土壌・落葉などの試料より、糸状菌、放線菌、細菌を分離・選択し、日本へ移転した。

《国内》

- ・千葉県内、秩父、八重山列島などにおいて採集した土壌等の試料から、合計 1,777 株 (放線菌 1,773 株、糸状菌 4 株) を分離・選択し保存した。
- ・外部機関から譲渡された菌株のうち 4,642 株 (糸状菌 25 株、放線菌 4,617 株) の整理・保存作業を終了した。

【スクリーニング用株の提供】

- ・CBD (生物多様性条約) を遵守した契約により国内企業及び大学等に新規 2,133 株を含む 10,304 株を提供。

【培養ブロスによる提供】

- ・21 年度に引き続き JBIC (化合物等を活用した生物システム制御基盤技術開発) からの依頼を受け、糸状菌 390 株、放線菌 480 株の総計 870 株を複数の培地を用いて培養し、1,740 ブロスを提供した。

②他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

国内外から微生物株 1,862 株を収集し、品質確認し、保存した。(第二期累計: 10,217 株、NBRC 株累計: 27,071 株)

- ・微生物の分譲株数は、過去最高の 8,923 株であった。

③DNAクローンの収集・保存・提供

- ・ゲノム解析株の DNA クローンを 15,130 個収集するとともに、提供用ゲノム DNA の種類を 14 種類増加した。(第二期累計: DNA クローン 114,294 個、ゲノム DNA 42 種類)

- ・微生物 DNA クローン、ヒト cDNA クローン、ヒト Gateway クローンの合計提供数は、380 個、ゲノム DNA の分譲数は 51 個であった。

④生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

- ・生物遺伝資源の国際的水準の品質を確保するため、18 年度に生物遺伝資源部門で認証を取得した ISO9001 によるマネジメントを維持。

ーマネジメントレビュー (4 回/年)、顧客満足度調査 (アンケートを実施)、ゲノム情報を活用した品質管理、利用者からの問い合わせに対する指導・回答 (1,500 件以上)。

平成 22 年 11 月に定期審査を受けた結果、指摘事項はなく、継続が認められた。

- ・各課から人員を集結して利用促進に係るチームを立ち上げ、利用促進を目的としたパンフレットやチラシの作成及びそれらのイベントや学会等での配布、PRを行うことによる認知機会を増やすことによる利用促進を図った。
- ・生物遺伝資源の保存方法、培養方法等の利活用に関する様々な情報を利用者に提供するため、メールマガジンを隔月で配信した。現在の登録会員数は約1,100人。
- ・利用者から要望のある微生物の基本的な取扱いに係る実験講習会を開催し、微生物の利用促進を図った。

(2) 国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

①国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築

- ・日本微生物資源学会(JSCC)参加23機関中、ナイトを含め4機関のJSCC統合オンラインカタログのデータ更新を行い、公開継続中。公開微生物の総数は58,518株となる。

②アジア諸国との生物遺伝資源機関(BRC)ネットワークの運用

- ・19年度に公開した日・中・韓・タイによるアジア統合データベース(ABRCN)にフィリピン5機関を新たに加え、着実に運用した。現在は、NBRC株13,113株に加え、CGMCC(中国 9,558株)、KCTC(韓国 5,466株)、BCC(タイ 1,088株)、フィリピン(PNCM、UL、MCC-MNH、UPCC及びITDI-MCC、計4,038株)の検索が可能となっている。
- ・10月に東京で「アジア微生物資源の保全と持続可能な利用のための国際シンポジウム」を主催し、併せて第7回アジアコンソーシアム(ACM)会合を開催した。参加国によるパネルディスカッション、カントリーレポートの報告等を通して、参加機関の現状把握と問題点の収集を行い、今後のACMを拡大する方向で基本的認識を形成した。
- ・人材育成タスクフォースのための情報交換と議論促進のため、各国からの代表によるグループを作り、ACMの人材育成トレーニングコース実施のための助成やテーマについて各国の情報を収集している。
- ・中国・韓国・タイの機関と積極的に微生物資源の交換を実施し、相互補完を進めている。
- ・インドネシア海外事業のために、独立行政法人国際協力機構(JICA)と独立行政法人科学技術振興機構(JST)が連携して実施する「平成22年度地球規模課題対応国際科学技術協力事業」に採択され、インドネシアに生物遺伝資源センターの構築等を行う事業に着手した。

③GBRCN枠組み構築への貢献

- ・生物遺伝資源機関ネットワーク(GBRCN)実証プログラムに参加し、同プログラムの認定制度の検証を着実に実施した。

④データベース等の充実と情報等の利用促進

- ・解析されたシーケンス情報をデータベースに追加し整備・充実を行った。シーケンス情報の登録数は19,701で、内訳は糸状菌10,537、細菌6,071、酵母1,394、古細菌223、藻類96である。
- ・国内のバイオ産業団体、各地域のバイオクラスター、大学、研究所等との連携を図

りつつ、イベントや学会での発表・展示やインターネット、雑誌、新聞等のメディアを利用しての広報活動を行い、ナイトが保有する生物遺伝資源の種類や性質、提供しているサービス等様々な情報の利活用を促進した。

- ・各課から人員を集結して利用促進に係るチームを立ち上げ、利用促進を目的としたパンフレットやチラシの作成、およびそれらのイベントや学会等での配布、PRを行うことによる認知機会を増やすことによる利用促進を図った。

(3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献

【ナイトが保有する微生物株のゲノム解析】

生物遺伝資源に関する情報を整備し、付加価値を高めて利活用を促進するため、ナイト保有の微生物株の中から、分類上の基幹となるもの（a.系統分類上の基準となる株、b.潜在的な利用価値の高い分類群の標準株）を選定し、大学、企業等の共同事業先等と協力し、ゲノム解析（遺伝子領域・機能の推定、遺伝子の発現解析等）及びそれらの情報整備を行った。

- ・遺伝子領域・機能の推定は、土壌改良等の環境汚染対策への応用が期待される好酸性細菌アシディフィリウム属細菌、リグニンのバイオマス利用が期待される低分子リグニン分解菌スフィンゴビウム属細菌、富栄養湖等のリン酸除去への利用が期待されるリン酸蓄積菌ミクロルナタス属細菌、水処理に関係する脱窒作用の知見が見込まれる新規性の高い海洋性細菌フィシスファエラ属細菌（4菌）の遺伝子領域・機能の推定を完了した。
- ・遺伝子の発現解析については、有機溶媒耐性菌（2菌）による非水系バイオプロセスを考慮した有機溶媒重層培養法や物質変換系を構築して発現タンパク質の網羅的解析を実施し、有機溶媒接触時の代謝や有機溶媒耐性に関する遺伝子の発現リスト等の解析情報を得て、微生物機能利用のための技術基盤整備に貢献した。また、バイオエタノール生産の糖供給研究を促進するためのセルラーゼ探索を実施し、30株（約200サンプル）のバイオマス分解関連酵素の部分配列を取得し、天然酵素系の存在を確認するなど、酵素糖化・効率的発酵に資する基盤研究に貢献した。
- ・ゲノム情報の整備としては、抗生物質セタマイシン生産菌のキタサトスポラ属放線菌、汚泥のバルキング（膨化）の抑制が期待される糸状性細菌アナエロリネア属細菌、土壌改良等の環境汚染対策への応用が期待される好酸性細菌アシディフィリウム属細菌（3菌）のゲノム情報のほか、麹菌の発現タンパク質の解析結果に関するプロテオーム情報について、データ公開を行った。また、食用以外でも製紙や医療材料分野などへの応用が可能なセルロース生産菌グルコンアセトバクター属酢酸菌、低温でも効率的にアルコール発酵を行う我が国の代表的な清酒酵母きょうかい7号株（2菌）のデータ公開準備が完了した。これらの公開情報は、各菌株の特徴的な性質とそのメカニズムの解明に役立ち、今後の研究開発と産業利用へのデータ活用が期待される。

【社会的・政策的に価値の高い微生物のゲノム解析】

- ・インフルエンザウイルスの大規模解析について、昨年度流行した新型91株、A香港型97株、B型118株の総計306株の解析を迅速に実施し、配列データの取りまとめ、系統解析、薬剤耐性変異・強毒化変異の有無について解析し、新型及び

流行性インフルエンザの監視に役立てられた（感染研との共同事業）。また、これらの成果は、WHOのインフルエンザワクチン選定会議や、インフルエンザ薬耐性株サーベイランスネットワーク会議へ資料として提供され、流行株の正確な予測や薬剤耐性株の監視体制の強化などに役立った。

（４）海外資源国との二国間協力体制の構築

【二国間協力における共同事業の実施】

アジア各国と以下の事業を実施。

これらの利益配分の一貫として各国にてワークショップを開催し、海外資源国との連携を強化した。

《ベトナム》

- ・微生物の分類学、生態学に関する技術協力に加え、21年度に引き続きベトナム側の要望を受け、バイオマスに活用できる微生物（糸状菌・放線菌）の探索を実施した。
- ・1～3月にかけてベトナム微生物探索プロジェクトのメンバー2名を招へいしてナイトで共同事業を実施した。

《モンゴル》

- ・各種乳製品から微生物を収集する等、企業による要望の多い食経験のある乳酸菌と酵母の収集活動を強化した。
- ・招へい者の病気により途中で中止になったものの、10月～11月にかけて共同事業先のメンバー1名を招へいするとともに、微生物の同定に関する能力構築を行った。

《ブルネイ》

- ・4月に共同事業先等のメンバー3名を招へいすると共に、微生物の同定に関する能力構築を行った。
- ・ブルネイの菌株を日本のユーザーが利用できるように、MTA交渉を行った。

《インドネシア》

- ・BRC型MOUを締結に向け調整中。（3月締結予定だったが、東北関東大震災の影響で延期）
- ・インドネシア科学院(LIPI)生物学研究センターより1名、中国科学院微生物研究所から1名の職員を受け入れ、研修を行った。また、JICAからの集団研修で6月に7名を5日間受け入れ、微生物の保存方法、分類同定方法などについて実習と講義を行った。

《タイ》

- ・タイ国遺伝子工学バイオテクノロジーセンター(BIOTEC)との間で結ばれた「生物遺伝資源の保全と持続的利用に関する包括的覚書」(MOU)及び「共同事業に関するプロジェクト合意書」(PA-1, PA-2)に基づき、微生物の分類及び利用に関する共同事業を着実に実施した。

《中国》

- ・中国科学院微生物研究所(CGMCC)と継続しているMOUに基づき、20株を入手した。

《韓国》

- ・ 韓国の主要なカルチャーコレクションのひとつであるKACCと3年間の共同事業（韓国で分離された未同定微生物株の分類学的研究、微生物分類手法の開発、微生物株の双方のコレクションへの保存）の2年目を実施し、187株の提供と20株の寄託を受けた。

【ACM-7の開催】

- ・ 10月に日本にて、第7回ACMを開催し、各国間での意見交換が行われ、「かずさステートメント」をまとめると共に、アジア地域における生物遺伝資源の保全と利用促進を目的とする多国間協力体制の強化がより一層図られた。
- ・ 「アジア微生物資源の保全と持続可能な利用のための国際シンポジウム」を同時期に開催し、各種の講演、討論、ポスター発表を行った。

【生物多様性条約締約国会議(COP)への対応】

- ・ 7月にモントリオールで開催されたABSワーキング会合に参加し、特に国際的制度（IR）に関する議論の動向とEU提案について情報を収集した。
- ・ COP10のサイドイベントを経済産業省、JBA、ナイトの共催で行い、その中でインドネシア、モンゴルにおけるナイトのABSの取り組みや、ACM7で合意された「かずさステートメント」の紹介が行われた。
- ・ COP10中に開催された生物多様性交流フェアの経済産業省ブースにおいて、ナイトのABSの取り組みを紹介した。
- ・ COP10開催前及び開催中において、多くのマスコミの取材を受け、ボンガイドラインに基づくABSの実例として、ナイトの取り組みを例に紹介し、日本政府のCOP10対応を支援した。

(5) 特許微生物寄託業務

特許微生物の有効利用のため、特許法施行規則及びブダペスト条約に基づく寄託機関として、生物遺伝資源機関としての機能との連携を図りつつ、産業界のニーズを踏まえた、寄託者にとって信頼性と利便性の高い業務体制を構築し、微生物の特許寄託業務を的確に実施した。

【特許微生物の寄託等事業の実施】

- ・ 21年度に引き続き、ナイトの知名度向上、特許寄託制度への理解を深めること及び新規ユーザーの獲得を目的に学会、イベントへの参加、企業、大学等への出張説明等の広報活動を積極的に行った。
- ・ 特許微生物寄託201件を受領した。
- ・ 21年度に寄託された微生物は天災等での死滅、消失を回避するため、東北支所へのバックアップ保管を行った。

【特許寄託機関の統合】

経済産業省行政事業レビュー、行政刷新会議等において産業技術総合研究所特許生物寄託センターとの統合が明記されたことを受けて、統合に係る諸問題の整理を行った。

2. カルタヘナ担保法関係業務

(1) カルタヘナ担保法に基づく立入検査業務

経済産業大臣からの指示に基づき、法令遵守状況の確認のための立入検査4件を実施

し、その結果を経済産業大臣に報告した。

(2) カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

【カルタヘナ法に基づく大臣確認審査の支援業務】

- ・259件（48社）の大臣確認申請に対する申請書類の技術的な内容の確認を着実に実施した。
- ・遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業省から提示されたG I L S P 遺伝子組換え微生物のリストについて、経済産業省からの依頼を受けて、リストの改正業務を実施した。名称の確認と安全性評価を実施し、作業結果については、学識経験者より構成された「G I L S P 告示原案作成委員会」（2回開催）において助言を得た後、告示原案を作成し、経済産業省へ提出した。

【遺伝子組換え生物の収去・検出技術の開発】

遺伝子組換え微生物が土壤に漏洩した場合を想定して、①土壤から微生物を単離し、漏洩した遺伝子組換え体を特定する技術の開発、②不活化処理方法の検討とその有効性を検証する手法の開発、に関する検討を行っている。内部での検討会（4回）、有識者による委員会（2回）を開催し、助言を得た後、必要な調査及び実験を実施した。

【微生物の産業利用のリスク評価手法の開発】

一種利用におけるリスク評価を適切に実施するため、使用する微生物の安全性評価手法と、環境中に導入した微生物による生態系影響評価手法の開発に今年度から着手した。

（環境中に導入する微生物の安全性評価手法）

有害菌（病原菌、日和見感染菌等）を判別するための情報（BSL3/2/及び日和見感染菌合計874菌の種レベルの同定遺伝子情報を整備し、さらに土壤中で頻繁に検出される有害菌のリストを作成した。

（環境中に導入した微生物の生態系影響評価手法）

環境汚染サンプルの網羅的菌叢解析（メタ16S/18SrRNA遺伝子解析）を実施した。

C. 化学物質管理分野

1. 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務

(1) 化学物質の有害性等の情報の整備提供

化学物質総合情報提供システム（CHRIP[®]）の整備を以下のとおり推進した。

業界団体や学会主催の講習会、JICA等の主催する海外研修などへの講師の派遣、成果発表会での実演などによりCHRIPの普及を図った。この結果、月平均約93万ページ（年1119万ページ）のアクセスがあり、前年度比約14%増となった。また、個別リストのダウンロード件数は年間で19,289件であった。

CHRIPの掲載情報の更新については、更新の必要のないもの、サイト内部で行う必要のあるものを除く37項目の全てについて、マニュアルの整備・改善を行いつつ、

アウトソーシングを行った。

注)「化学物質総合情報提供システム」の英語名称「Chemical Risk Information Platform」の略で、ナイトの登録商標

- ① 平成21年度末までに収集整備した約5600物質の法規制情報や有害性情報等について維持更新を行った。
- ② 平成22年度に優先整備物質とした約300物質について、構造式(約100物質)を整備し、物理化学性状(277物質)を調査した。また、CHRIPに収載する物質について、名称の見直し671物質及び分子式の見直し(約17,000物質)を行った。法規制情報として、新たに土壤汚染対策法対象物質25物質を追加した。第二期までに5,885物質について優先的に整備を完了した。平成23年度の優先整備対象物質は約450物質とした。
- ③ 改正化審法の施行に併せ整備が必要な情報項目として、運用通知に係る化学物質、優先評価化学物質、第二種及び三種監視化学物質、届出不要化学物質等を追加した。また、JAPANチャレンジプログラムで得られた情報については、J-CHECKにおいて2物質追加し、公開した。
- ④ OECDの調和テンプレートに対応したデータ項目を有するJ-CHECK英語版を開発し、OECDが運営する化学物質の有害性情報を提供するポータルサイトeChemPortalへ参加した。化審法既存化学物質安全性点検結果(分解性、蓄積性、生態毒性に係るものに限る)の国際レベルでの更なる有効利用へ貢献した。
- ⑤ OECD Global Portalの電話会議及びOECD化学品合同会合について、経済産業省による対処方針(案)等の作成に協力し、専門家として会合へ出席した。国際的な化学物質総合管理の情報収集、各国専門家との意見交換を行った。また、化学物質総合管理情報の整備・提供等に関する事業の国際整合性を図るために、アジア諸国における情報収集を目的とした調査を実施し、今後CHRIPなどに追加すべき情報の詳細な検討を開始した。
- ⑥ 改正化審法の施行に伴う必要な情報の提供等のために、運用通知に係る化学物質、優先評価化学物質、届出不要化学物質等のデータを収載できるようCHRIPを改修した。また、CHRIPユーザー約3,000人を対象としたニーズ調査により、全ての収載情報項目(約60項目)が利用されていること、アジア諸国の法令情報に対する要望が多いこと(約40%)が確認された。アジア諸国における化学物質管理の情報については、別途調査を実施し、今後追加すべき情報として詳細な検討を開始した(再掲)。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

- ① 事業者における化学物質管理やリスクコミュニケーションを推進するため、事業者、自治体、NPOに対してニーズの把握を行った。この調査結果をもとに、ナイトから提供する化学物質管理やリスクコミュニケーションを推進するために必要な情報や提供方法について検討を開始したところである。また、本調査をもとに、各自治体における化学物質管理やリスクコミュニケーションの提供情報についてポータルサイトとしてとりまとめ、ナイトのウェブから公表した。

「身近な化学物質シリーズ(身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ)」の織

維製品については、原稿を完成させるとともに、化粧品、塗料等他の5種類についても見直しを行い、平成23年度に計6種類について公開予定である。

- ② 製品安全センター及びバイオテクノロジー本部と共同で自治体が主催する展示会（来場者数：約1600名）へ出展し、「化学物質と上手に付き合うために」の配布（約100部）を行い、普及啓発のための情報提供を行った。製品安全センターが主催する消費生活センターとのブロック会議（全国5ヵ所）において、「化学物質と上手に付き合うために」を活用し、化学物質管理の考え方について説明を行った。

自治体職員向けの情報提供としてP R T Rデータ活用セミナーを東京と大阪で開催し、ナイトのホームページから提供しているリスク評価体験ツール、大気中濃度マップなどを活用した簡易なリスク評価手法の提案及び実習を実施し35道府県市が参加した（21年度は43都県市）。また、自治体等が主催する講演や研修等への講師派遣を合計26回（21年度は33回）実施し、事業者及び自治体にP R T Rデータに基づくリスクコミュニケーションのあり方に関する情報提供を行った。このうち、長野県で実施した講演は、高校教師を対象にしたもので、化学物質の安全対策や事故時の対応も含めた化学物質の管理について講演を行った。

2. 化学物質のリスク評価・管理に係る業務

(1) 化学物質のリスク評価等

① 化学物質審査規制法（化審法）監視化学物質のリスク評価等

- ・平成22年4月までに指定された化学物質審査規制法の第二種及び第三種監視化学物質、延べ約1350物質について、評価に必要な有害性情報や製造輸入数量等届出情報等入手し、ナイトが提案し化審法関係3省審議会での承認とパブリックコメントを経て決定されたスクリーニング評価手法により評価を行い、優先評価化学物質88物質を選定して、経済産業省等に提供した。結果は優先評価化学物質選定のための審議会に提出、審議され、化審法に基づく優先評価化学物質の指定に利用された。（優先評価化学物質として平成23年4月1日公示）
- ・スクリーニング評価手法決定のための審議会に向け、評価手法についての審議会資料原案の作成等、経済産業省等関係省に積極的に技術的な支援を行った。
- ・経済産業省からの要請により、第一種監視化学物質のH B C D^(注)について事業者届出情報等に基づきリスク評価を行い評価書に取り纏めて報告した。同リスク評価書は化審法上の措置（有害性調査指示（鳥類の繁殖に及ぼす影響））の必要性について検討する審議会用資料として利用された。
- ・以上のほか、リスク評価書のひな形としての利用及び詳細な評価のためのマニュアル整備に備えた検討として、化審法監視化学物質から4物質を抽出し、より詳細な評価を行い、リスク評価書に取りまとめた。
- ・化学物質排出把握管理促進法の対象物質等については、初期リスク評価を行った150物質を対象として最新のP R T Rデータ及びモニタリングデータを用いて暴露評価を見直しリスク評価を実施した。

注）1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサプロモシクロドデカン

- ② 化学物質関係のインターネット公開情報等（事故、海外規制情報など）を入手、整

理するとともに、関係する各種学会（大気環境学会、日本環境毒性学会等）に参加して情報収集を行った。

なお、リスクが直ちに懸念されると判断された物質はなかったため、改めて暴露評価、リスク評価等を行わなかったが、経済産業省に特定の化学物質の規制情報や有害性に関する国内外の研究動向について情報を提供した。

- ③ ①のスクリーニング評価への利用のため、監視化学物質ごとに、製造・輸入量や用途別出荷数量及び指定時の有害性情報等を入手、整備した。
- ・一般化学物質のスクリーニング評価や優先評価化学物質のリスク評価への利用を踏まえ、事業者からの製造輸入数量等の届出を支援し、届出情報を物質ごとに整理、保管等を行うシステム（「届出支援等システム」仮称）開発を経済産業省が行っていることから（ナイトもスクリーニング評価等のため届出情報の整理等の機能を利用の予定。）、技術的に支援した。
 - ・更に、届出支援等システム利用による届出の電子化率向上と届出内容の正確性確保のため、経済産業省と連携して、届出に必要な用途分類の仕方や届出支援等システムの使用方法等に関する資料を作成して、全国で延べ22回（約1,000事業者）にわたって、化審法に基づく届出説明会を開催し、事業者への説明を行った。
 - ・加えて、届出者の利便性の向上と届出情報の効率的な整理のため、化審法番号-CAS番号の関係を整理（約7万種類）するとともに、塩などの届出時に特殊な取扱いが必要となる物質について識別するための情報を付加し、届出支援等システムに収載するための辞書情報として整備し、ダウンロード可能とした。
 - ・優先評価化学物質のリスク評価を踏まえ、①で選定した88物質やその他の物質も対象として分解性等の情報に基づき、リスク評価の対象とすべき物質区分を明確化するための方法について検討した。
 - ・リスク評価等への利用のため、国が新たに公開した環境モニタリング情報の電子化を行うとともに、その際に確認したデータの誤植等についてデータ作成者である環境省に情報を提供した。さらに、国が行った物理化学的性状の試験結果の電子化を行うとともに、リスク評価等に利用する情報が体系的に整備できるよう検討し、化審法関係省が整備すべき有害性等化学物質性状情報の項目についても検討を行った。

（2）リスク評価手法等の調査と手法開発

① 用途別排出係数一覧表

- ・化審法の優先評価化学物質のリスク評価への利用のため、化学物質の用途分類とそれに対応する排出係数（ナイトが提案）に関する意見募集（経済産業省が実施）への回答作成に技術面で積極的に支援をするとともに、特定の事業者団体との調整を行うなどして最終の化学物質の排出係数一覧表（案）を作成し経済産業省に提出し、経済産業省から公開された。
- ・更に、同排出係数一覧表を元にスクリーニング評価用排出係数一覧表を作成した。同表は、第二種及び第三種監視化学物質のスクリーニング評価に利用された。

- ② 化審法所管の3省に提案している改正化審法のリスク評価手法について、3省事務局や審議会委員との調整により改良を加え、手法説明の審議会資料案としてとりまとめた。さらに、事務局や審議会委員の理解を深め、審議会等における承認につなげる

ため、手法の検証のための解析を行い、説明を行った。また、改正化審法のリスク評価等への利用に向け、船底塗料用防汚剤や漁網用防汚剤のような特定の用途の暴露評価手法や、非点源排出量の多い用途に関する暴露評価の方法等について検討し、一部についてリスク評価手法に係わる技術ガイダンス文書（案）に追記した。

3. 化学物質審査規制法関係業務

(1) 化学物質審査規制法施行支援業務

① 新規化学物質の事前審査等

- ・新規化学物質の審査資料について分解性、蓄積性等試験データ等を精査し、3省合同審議会資料等を作成し、審議会において説明等を実施した（381件）。
- ・新規化学物質の審査資料を精査し、予審前検討会を実施した（375件）。
- ・新規化学物質の審査資料を受理し、3省及び予備審査会の委員に遅滞なく送付した。
- ・少量新規化学物質製造等申出書の内容確認（名称・構造式など）等を行った（27,990件）。
- ・中間物等の申出書類確認作業について、265件（修正案件7件、変更案件79件含む。）確認し、3549項目の問題点を指摘した。
- ・化審法に基づき提出された有害性情報報告についてデータ整理を行い、化学物質審査規制法に基づく評価に関する資料作成支援を可能にした（283件）。
- ・化学物質審議会の審査対象物質について、分解性及び蓄積性のQSAR予測を行い審査参考資料として提出し、同審議会にて資料の説明を行った（合計：新規化学物質234物質、既存化学物質10物質）。
- ・新規化学物質の審査等に関する技術的事項について、事業者からの問い合わせに対応した（548件）。
- ・G L P適合確認申請のあった試験施設について、書面審査、現地査察、報告書（案）の作成等を行った（3件）。
- ・審査が終了した新規化学物質について、官報公示名称原案を作成し、3省へ提出するとともに監視化学物質についてはC A S番号を付与した（227件：第二種監視化学物質かつ第三種監視化学物質に指定された物質はあわせて1件とした。延べ数では246件）。また、化審法番号－C A S番号の関連づけを行った（再掲）。
- ・審査工程におけるナイト内の検討会の整理統合及び職員の事務・審査負担の削減案を経済産業省に提案し、平成23年4月より新たな審査工程で運用が行われる予定。事業者の資料作成負担や政府の事務・審査負担の削減、審査期間の短縮（1週間程度）の効果が期待される。
- ・化審法G L P査察における改善事項として、事前ヒヤリングの廃止や農取法G L P査察内容との重複部分（蓄積性試験に係る内容など）の削減について経済産業省に提案し、現在関係省で検討中。事前ヒヤリングは廃止され、事業者負担軽減の効果が期待される。

	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
①事前相談	526件	299件	321件	589件	795件

②事前ヒアリング ^{注1}		375件	359件	461件	498件	395件
③審議会資料作成等 内、低生産量		381件 171件	376件 154件	470件 181件	447件 147件	364件 134件
④官報公示名称 原案作成	経済省	新規 227件 既存 0件	新規35件 既存235件	新規138件 既存 0件	新規337件 既存 50件	新規182件 既存 49件
	厚労省	新規 217件 既存 0件	新規27件 既存122件	新規99件 既存 0件	新規194件 既存 15件	新規148件 既存 28件
	環境省	新規 227件 既存 0件	新規28件 既存235件	新規104件 既存 0件	新規191件 既存 50件	新規158件 既存 47件
⑤官報公示名称 案作成	経済省	227件	98件	0件	104件	104件
	厚労省	217件	27件	99件	194件	148件
	環境省	227件	28件	104件	203件	158件
⑥少量新規化学物質 ^{注2}		27,990件	24,759件	22,405件	21,390件	19,954件
⑦中間物等		265件	305件	249件	228件	195件
⑧既存化学物質の安全 性点検						29件
分解性		0 ^{注3} 件	23件	9件	31件	26件
蓄積性 (名称確認)		0 ^{注3} 件	22件	12件	22件	
⑨有害性情報の報告		283件	148件	120件	179件	49件
⑩G L P 適合確認 ^{注4}		3件	4件	3件	3件	5件

注1：21年度及び22年度は事前資料を精査した件数。

注2：申出書の内容確認(名称、構造式等)を行った。

注3：平成21年の法改正を受けて、平成22年度中に既存化学物質からの第一種、第二種及び第三種監視化学物質の指定を行わないとの3省の判断により既存点検は見合わせた。

注4：Good Laboratory Practice、優良試験所基準。化学物質の各種安全性試験の信頼性を確保する手段として、OECDにおいて1981年に採択された。化学物質審査規制法では、昭和59年3月に導入し、12年3月に改正した。

- ② 監視化学物質の製造数量や用途等の情報の整備を行い、これを用いてスクリーニング評価(再掲)を行って、経済産業省等に情報を提供した。
- ③ 3省DB内部版について、新ハードウェアシステムの仕様を検討すると共に、調達手続きを行った。また、平成22年3月から23年1月末までに審議された新規化学物質に係る審査用資料及び審議会後審査シート、平成22年度に中間物等の申出がなされた新規化学物質に係るデータ、有害性情報の報告がなされた化学物質に係るデータについてデータベースへの入力を行うと共に、データのバックアップを行った。
- ④ 蓄積性を予測する手法として化学物質構造の類似性によるカテゴリーにより分類を行い、そのうちの「水素結合性アクセプターを持つ物質」についての予測手法を検討し、構造活性相関委員会(7月)でとりまとめ、報告書をホームページで公開した(12月)。次に「水素結合性ドナーを持つ物質」について検討を開始した。また、事業成果について学会等でのポスター発表(2件)、業界等の学習会での講演(2件)をし

た。

- ・化学物質審議会の審査対象物質について、分解性及び蓄積性のQSAR予測を行い審査参考資料として提出し、同審議会にて資料の説明を行った（合計：新規化学物質234物質、既存化学物質10物質）。
 - ・NEDO委託事業で開発している有害性評価支援システム統合プラットフォームの試作版の改良を行った。また、外部有識者からなる研究開発推進委員会を2回開催し（6月、10月）研究開発に反映した。さらに、成果について、論文発表（4報）、学会等での口頭発表又はポスター発表（9件）、業界等の学習会での講演（1件）を行った。
 - ・OECDのQSAR会合（10月）に出席しQSAR Application Toolboxの運用・管理の方針や次期バージョンの仕様に関する議論に参加するとともに、Toolbox発展のため、得られたデータを提供した。また、OECDのAdverse Outcome Pathwayワークショップ（12月）にNEDO委託事業の成果である反復投与毒性試験のカテゴリーアプローチに関するケーススタディを提出しプレゼンテーションを行い、Adverse Outcome Pathwayを用いた方法論に関する議論に貢献した。
- ⑤ 次の国際会議等を通じ、技術支援、情報収集等を行った。
- ・OECD新規クリアリングハウス会合（OECD/新規CH会合）対処方針（案）等を作成・経済産業省へ提出、専門家として電話会合及び本会合へ出席し対応した。
 - ・米国EPAのペルフルオロポリマーに対する新規制、米国EPAのTSCAの改正動向等、OECD/新規CH会合で検討中の低懸念ポリマーのポリエステルモノマー基準について調査し3省へ情報を提供した。
 - ・MAN・PP^{注1)}により化審法で初の届出可能性のある海外事業者への事前質問案やリード国のハザード評価書への意見案の作成・経済産業省へ提出、専門家として電話会合へ出席し対応するなど、3省と連携しつつ対応した。また、米国産業会とのMAN・PPに関する会合で、技術的な内容について中心的に対処し3省に報告した。
 - ・OECD/GLP作業部会への対処方針案等を作成・経済産業省へ提出、専門家として会合へ出席し対応した。
 - ・OECD非加盟国のMAD^{注2)}参加に向け、当該国のGLP当局の問題点を検討し経済産業省を通じてOECDへ意見提出し、化学品合同会合で提案され合意された。
 - ・台湾の化学物質管理関係機関との会合を開催し、化審法の事前審査制度とナイトの行う技術支援業務について講演し、意見交換を実施（9月、12月）した。また、台湾でのGLPワークショップにおいて、GLPについても講演（11月）を行い、台湾の新規化学物質の事前審査制度の立ち上げ（2011年6月頃）を支援した。
 - ・欧州化学品庁と日本政府の化学物質管理分野の協力関係構築のための締結文書案を作成し、経済産業省へ提出した。今後リスク評価やQSARモデルなどについて有益な技術協力や情報交換が期待される。

注1) MAN(Mutual Acceptance of Notifications)・PP(parallel Process)：新規化学物質の安全性評価の複数国同時受入れのための仕組み

注2) MAD(Mutual Acceptance of Data)：安全性データの相互受入れ

- ⑥ 普及啓発等のあり方を見直し、要望のあった以下の講師派遣、監修などを行った。特に、化学物質管理センターでは初となる海外政府機関等からの要望に応じて講演を行

ったことで、国際的にもナイトの地位を高めた。

- ・台湾でのGLPワークショップにて講演（11月）
- ・日・台湾化学物質管理制度セミナーにて講演（9月）
- ・ナイトと台湾化学物質管理関係機関との会合の主催及び講演（12月）
- ・マレーシア政府関係機関へのGLP及びリスク評価に関する講演（平成23年2月）
- ・他法人主催のセミナーで新規化学物質の届出について講演（9月）
- ・逐条解説・Q&A 化学物質審査規制法（旧：化審法実務提要）の編集
- ・経済産業省HP掲載用化審法Q & Aの内容確認
- ・化審法の新規化学物質に関するFAQを作成し、ナイトのHPに掲載
- ・化審法GLPのナイトの英語HPを開設

（2）立入検査等

経済産業大臣の指示を受けて、3省の担当官と共に、中間物／輸出専用／閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を35件実施した。その結果、294項目の問題点を指摘し、経済産業省へ速やかに報告した。この報告を踏まえ、経済産業省で問題点の対処方針の検討・事業者への改善要求をし、立入検査後の法令遵守の向上が図られている。また、立入検査に向けた検査対象事業者の申し出状況確認に中間物確認状況のDBを活用している。

4. 化学物質排出把握管理促進法関係業務

（1）化学物質排出把握管理促進法施行支援

- ① 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づく届出の集計処理業務を以下のとおり実施した。
 - ・化学物質排出把握管理促進法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、届け出られたデータについて、データの確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力した。
 - ・届出データを集計し、別途提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せ公表用データ等を作成した。
 - ・22年度の届出件数は、38,141件（21年度届出件数39,472件）であった。このうち、電子届出は、届出システム等の改良、電子届出の普及・啓発活動などにより、全体の約49.6%（18,907件）となり21年度から約3.6%増加した。
 - ・化管法政令及び省令改正に伴う電子届出システム及び事業者負担の軽減とデータ処理効率の向上のための2次元（QR）コードにも対応した届出書作成支援プログラム（PRT R届出作成支援プログラム）については、平成23年4月から事業者が利用できるよう開発を行い、約3万の事業者に配布するとともに新聞紙上への広告を行って周知に努めた。
 - ・電子届出率が伸び悩んでいることから、次年度以降に電子届出率を増加させるための対応を検討するために書面届出を行っている事業者に対して、電子届出への需要調査を行った。併せて、普及推進も兼ね、PRT R届出作成支援プログラムの利用希望調査を行い、次年度の2次元コード付き書面届出書の数量を推定し次年度業務の計画に

利用した。

② 化管法に係る普及啓発、事業者の自主管理の支援等のため、以下のような取組を行った。

- ・問い合わせ対応、講師派遣による普及・啓発

事業者等からの問い合わせは1,777件（電話を含む）であった。P R T R届出窓口の自治体担当者を対象にしたP R T R活用セミナーなどの講習会で、P R T R届出作成支援プログラムの改修、政令改正に伴う届出の注意点等に関する講師協力の表明などを行った結果、自治体等が主催する法令改正に関する説明会が開催され、合計22件の講演会に講師を派遣した。

- ・化管法関連情報のホームページを迅速に更新し、常に最新の情報を提供するよう努めた。日本語版のアクセス数は、以下のとおりであった。

(千ページ/月)

	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
日本語版	165	200	160	140	160
英語版	9	9	10	8	8

(2) 化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析

① 国内外の情報収集整理

- ・OECD P R T Rタスクフォースへの対応

平成22年5月に開催されたP R T Rタスクフォース会合に参加し、海外のP R T R制度の動向に係る情報収集を行うとともに、我が国のP R T Rの実施状況についての資料を作成し情報を提供した。

- ・P R T R対象物質取扱量実態調査

前年度に実施した調査結果のデータについてP R T R届出データ、過去のデータの推移などの関連を整理し資料として経済産業省に提供した。これにより、裾切り以下の事業者の実態を把握することができ、より近い状態の推計がなされ、P R T Rデータの精度の向上が図られた。

- ・P R T R対象物質使用実態調査

届出処理の効率化及びP R T R届出データの精度向上を図り、次年度の円滑な制度運用に向けた準備のために、P R T R届出対象業種を営む事業者に対して改正後のP R T R対象物質の使用実態調査を行った（調査期間は極めて短かったものの調査方法を工夫することにより、新たにP R T R届出対象業種となった「医療業」を含む75,000事業者に調査票を送付し、約22,000事業者からの回答を得た。）。本調査データは、届出排出量の確認や問い合わせ対応のための基礎データとして利用するとともに、リスク評価やP R T R届出外推計などを行うための基礎データとしても活用を図る。

② 情報の収集解析

- ・18年度に開発したP R T R解析支援システムについて、平成21年度に公表されたP R T Rデータ及び21年度に取得した取扱量実態調査等のデータを更新した。また、今年度実施したP R T R対象物質使用実態調査の結果と合わせて解析することによ

り、化管法政令改正で追加された物質について次年度以降のP R T R届出に際して異常値と思われる届出データの検証方法をまとめ、次年度の届出データの精度向上に向けた準備を行った。

5. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従い、18件についての的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

その内訳は、表2剤3件（内1件においては現地分析が実施された。）、表3剤3件、有機化学物質12件であった。特に、現地分析の実施された表2剤検査の立会いにおいては、検査団・検査団分析装備品の的確な受入のみならず、対抗分析の的確な実施により、検査団の分析データの正確な検証を達成した。

(2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従い、27件において的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講じた。

- ① 化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を図るため、対抗分析において課題となった点についての対応策を中心として検討し、次年度において更に具体化させることとした。
- ② 国際機関による検査等の対象事業所のうち、21事業所に対し実態調査を行い、速やかに経済産業大臣に報告した。
- ③ 化学兵器禁止機関（OPCW）における分析方法、検査に必要な装備等に関する会合、検査実施に関する会合、研修等については実施されなかったことから参加しなかった。
- ④ 現地分析を伴う国際検査に対し、立会団対抗分析分析装備品の縮小・効率化を実施し、当該分析装備品の維持管理・搬入の効率化させることにより受け入れ能力の向上を進めた。
- ⑤ 途上国支援等の国際協力の場は持たれなかった。
- ⑥ 化学兵器禁止法に規定された特定物質に関する法律違反案件1件について経済産業省から協力依頼があり、特定物質物質廃棄の実施・廃棄後の確認分析においてナイトの技術力を生かして協力し、法律の適切な施行を支援した。

D. 適合性認定分野

1. 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運營業務

(1) 認定機関の信頼性確保

認定機関の技術的信頼性を確保するため、以下の業務を行った。

- ① マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化

- ・国際規格（ISO／IEC 17011）に適合したマネジメントシステムの維持と適切な業務遂行のため、マネジメントシステム文書を見直し、56件の改正及び18文書の新規制定を行った（現時点でのマネジメントシステム文書数は200）。また、申請・認定事業者に対する要求事項である技術基準文書等は制定後速やかにインターネット上で公開し、透明性を図ってきた。
- ・安全4法登録検査機関調査業務のプロセス（法令解釈の統一、記録の保存、チェック体制等）を改善し、IAJAPANのマネジメントシステムを適用した。
- ・内部監査は年1回実施（7月から9月にかけて実施）し、安全4法登録検査機関調査業務を含む全プログラムについてマネジメントシステムが適切に維持されているかを確認した。内部監査の結果、指摘のあった11件の不適合事項及び13件の潜在的な不適合に対して速やかに是正し再発防止処置を徹底し改善した。
- ・マネジメントレビュー（所長による業務の見直し）を年1回実施（3月に実施）し、マネジメントシステムの是正・改善を推進してきた。
- ・審査・検査に対する満足度調査及び認定機関に対する要望調査
顧客（申請・認定事業者）の要望を把握し、マネジメントシステムの改善に資するため、個々の認定審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度に関する調査を実施した（回答153件／314件（回収率49%））。審査に対する不満等個別対応が必要な事項については、速やかに関係者から状況を聴取し、根本原因を調査し必要な措置をとった。また、満足度調査結果は集計、分析を行い、マネジメントレビュー、審査員連絡会等で報告し、必要な遵守事項について周知した。

② 審査員の確保及び資質・レベルの維持向上

- ・審査員研修は2回実施し、計37名が参加した。その結果、計19名の技術的専門性の高い外部審査員を確保した。
- ・認定に関する情報提供と審査レベルの平準化を図るための審査員連絡会を開催し、併せて意見交換を行った（10月（東京）及び11月（大阪））。
なお、3月に計画していた審査員連絡会は東北地方太平洋沖地震による交通手段等の混乱もあり今回は中止した。

③ 認定機関職員の資質向上と技術力強化

- ・22年度職員研修計画に基づき、認定プログラム共通の内部研修を計5回実施し、審査員としての知識を深めた。[認定研究会 - 3回、不確かさの基礎 - 2回]
- ・海外認定機関等での技術研修としては、APLACが主催する認定機関運営に係るISO／IEC 17011の研修及び標準物質生産者認定に係るISOガイド34の研修に各2名、技能試験に関する国際規格であるISO／IEC 17043の研修に1名を参加させた。
- ・試験所等外部機関を利用した外部研修は以下のとおり実施し、計32名の職員が参加して技術力強化に努めた。
[JCSS校正技術研修4回、JNLA技術研修2回、不確かさ研修2回、苦情対応マネジメント研修1回、インターネット関連技術研修1回等]
- ・認定業務リスクへの対応については事例を一覧表にして蓄積しており、職員がいつでもアクセス可能な態となっている。1月に実施した職員連絡会では追加となった対応

事例について周知を実施した。

(2) 認定制度の信頼性向上、普及拡大

日本認定機関協議会（以下「JAC」という。）は、我が国における認定制度の信頼性向上、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図るための活動を行っており、認定センターはJAC事務局として各種委員会やWGの活動を主導して実施した。平成22年度は以下の委員会およびWGを開催した。

【開催委員会等】

- ・運営委員会（全体的方針を決定）1回、
- ・情報委員会（研修、技能試験、国内外の動向等の情報収集及び提供）1回、
- ・技術委員会（基準に関する認定機関間の理解の整合を促進）1回、
- ・試験所認定機関協議会（以下「JLAC」という）／試験所認定WG（制度の普及や技術的活動についての意見交換や情報共有）：9回

具体的な活動実績は以下のとおり。

【認定制度の利用拡大・普及のための広報活動】

- ・試験・校正等事業者向けJLAC技術情報セミナーを開催（約100名が参加）
- ・認定された事業者同士の情報共有や認定制度に係る課題の共有等を行うことを目的として国内の5団体の試験所組織から代表者を集めて試験所組織連絡会を3回開催した。

【規格の要求事項の解釈を統一化するための活動】

- ・今年度は認定基準の解釈や審査技術の向上について検討するための審査技術委員会を新たに設置し、規格の要求事項の解釈について検討を実施した。委員会にはJACメンバーである2つの認定機関（JAB、VLAC）からも委員参加しており、メンバー間の協力の下で活動が進められた。

【審査員の相互利用・研修の共催】

- ・ナイトが実施した審査員研修にJACメンバーから講師を派遣（延べ3名）。また、JACメンバーの組織から研修生の参加（延べ5名）を得た。

【国際会議及びセミナーの開催に係る活動】

- ・技術情報セミナー及びAPLAC総会2010大阪の開催に向け、準備会合を含むJLAC会合等を9回開催した。APLAC総会ではホストを務め、136名の参加者を迎えた。また、APLAC総会の期間中に同時開催された技術情報セミナーでは、欧州認定機関協議会（EA）議長、APLAC議長等を講師に迎えたことで海外の認定機関情報の共有が図れた。

【メンバーの意見の反映】

- ・APLAC、ILACからの投票要請、コメント要請について、投票に関しては、JLACの場等を利用して国内の意見を取りまとめ、その結果を票として投じ、また、コメント要請に関しては、回答に先立ち、意見交換、調整を行う等してメンバーの意見の反映に努めた。

(3) 国際相互承認（MRA）の維持

① APLAC、ILACでの活動と貢献

- ・アジア・太平洋試験所認定協力機構（APLAC）については、5月のMRA評議会、

12月の総会、MRA評議会及び技術委員会等の関連会議に参加するとともに、APLACのすべての委員会及び分科会への委員の提供及び各委員会活動への参加、委員会ドラフト案へのコメント提供等を行うことにより、MRAの信頼性の確保に資する貢献を行った。技能試験委員会については、後述のとおり、委員長として委員会の運営、技能試験報告内容の審査を行ったほか、APLAC MRA評価にかかる技能試験結果の提供を評価チームに提供すること等により、MRAの信頼性の確保に大きく貢献するとともに、特に今年度は、APLAC総会のホストとして、総会及びMRA評議会の運営に大きく貢献した。

- ・国際試験所認定協力機構（ILAC）については、6月の認定委員会、10月の総会及び相互承認委員会等の関連会議に参加し、MRAの信頼性の確保のために貢献した。
- ・国際技能試験2件の最終報告をAPLACに行い、また、APLAC、ILACの重要文書に係る複数回のコメントを提出し、主要な事項については概ね受け入れられた。
- ・新たにAPLAC技能試験委員会の委員長ポストを獲得し、今後相互承認の拡大が予定されている技能試験プロバイダーの認定に関する事項等に対し積極的に提案等を行う立場を確保した。また、今後の利用の拡大が見込まれる発光ダイオード等照明（SSL等）試験に係る認定に関する検討の場である、国際エネルギー機関（IEA）4ESSL専門家会合の主査を務め、我が国にとって有益な制度設計に資するよう努めている。
- ・APLAC総会2010大阪の開催に向け、総会主催者としての活動を行い、APLAC事務局、その他関係機関との調整を同時に進めつつ、VISA取得手続等出席者支援を確実にかつ緊急的対応を行い、会合開催運営を主催者として果たすとともに、同会議過去最大136名の参加者の満足が得られる結果を得た。また、認定センターが国内認定機関の中心的存在であることを印象づけることに成功した。

② APLAC相互評価活動への貢献

- ・APLACからの派遣要請に基づき、マレーシアの認定機関のAPLAC評価に評価チームリーダーを派遣、米国の認定機関のAPLAC評価及びモンゴル認定機関の事前調査にそれぞれ評価員を1名ずつ派遣し、国際的な活動に貢献した。（ナイトにおけるAPLAC評価員は、現在6名）。
- ・今年度は、海外認定機関からの審査員の派遣要請はなかった。
- ・米国EPAエネルギースター制度（米国省エネ制度）に係る情報の調査と提供、CO2排出認証認定に係る調査、製品認証認定機関の太平洋地域の協力機関である太平洋認定協力機構（PAC）及び国際的機関である国際認定フォーラム（IAF）の調査、文書分析を実施し、前者については、加盟申請を行い、今後より一層の海外認定機関との協力体制の強化に努め、地位の向上を図っているところ。

（4）標準物質情報の提供

① 標準物質情報データベース（RMinfo）

46の既登録機関にデータベースの更新、修正内容について照会し、内容の刷新と充実を図り、99回（3月末）コンテンツの更新を行った。

標準物質情報委員会を1回開催するとともに、標準物質登録情報の拡充を目的に、既登録機関及び新規4機関に登録の働きかけを実施した。その結果、登録機関数は2

1年度末比+4の50機関となった。また、登録情報内容を精査し、422件については情報内容を更新するとともにPDF化した資料を添付するなどして情報提供し利用者の利便性を向上させた。他に、生産終了等で無効となった情報の削除も行い、結果、登録標準物質数は7,528件(21年度:6,775件)となった。

ナノスケールの計測の信頼性向上に資する標準物質や、これからの発展が期待される新規材料の標準物質を今年度新たに登録するなど最先端技術分野の標準物質情報を発信。

(参考)

12月には関西学院大学の金子教授らが開発したナノレベルの計測を可能にする”ナノものさし”を登録。また、2月には東北大学金属材料研究所の”超高純度鉄”を登録した。

② 国際標準物質データベース (COMAR^{註)})

標準物質情報委員会の了承を得た新規認証標準物質及び既登録の認証標準物質で新たに委員会の承認を得た計62件の情報をCOMARデータベースに登録した。また、登録情報の内容修正などを約570件実施した。

なお、年度中のCOMAR運営会議の開催はなかった。

注) COMARとは、標準物質を登録した代表的な国際データベースの略称。

2. 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務

(1) 法令に基づく認定業務

① 法令に基づく認定業務については、申請受付後速やかに審査チームを編成して審査を行うとともに、審査後は評定委員会を適時に開催し標準処理期間内に速やかに処理することに努めつつ、次のとおり実施した。

以下、JNLA、JCSS、MLAPの各認定プログラムごとに、業務実績を整理した。

ア JNLA (工業標準化法に基づく試験事業者登録制度)

- ・申請受付: 63件 (うち新規12、更新51件) [参考] 21年度 97件
- ・登録件数: 93件 (うち新規20、更新73件) [参考] 21年度 75件
- ・登録事業所数: 193 [参考] 21年度 178
- ・評定委員会開催: 10回
- ・申請受付から登録までの期間

全て標準処理期間(150日)内に処理することができた。

・変更届出書の処理

登録試験事業者から提出のあった変更届出書141件については、迅速にその内容を確認し、登録証の変更等所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実にした。

・告示改正作業の支援

JIS規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、告示を見直し、6月と10月にそれぞれ改正案を作成し、経済産業省に提案して、同省が行う告示改正作業を支援した。これらの結果は、23年2月24日の登録区分改正告示に

反映された。また、22年12月末のJIS情報に基づく次回告示改正案の作成を開始した。

- ・ガイダンス文書等の作成、公表

事業者の申請を一層容易にするためのガイダンス文書については、抗菌分野で1件、JIS修正に伴い技術情報を改正し公表した。また、化学品分野で1件、不確かさの見積もりに関する文書の作成を開始した。

この他、審査員向け文書として、測定のトレーサビリティ方針対応事例を8分野（土木・建築、機械、電気、車両、繊維、給水・燃焼、医療・福祉、抗菌）で作成した。

- ・事業者との情報交換

（社）日本電球工業会と定期的に会合を持ち、LED照明の測光試験に係る認定スコープについて情報交換を行った。

イ JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

- ・申請受付：96件（うち新規13件、追加14件、更新69件）

〔参考〕21年度 113件

- ・登録件数：94件（うち新規17件、追加16件、更新59件）

〔参考〕21年度 113件、登録拒否：1件

- ・登録事業所数：236 [参考] 21年度 221

- ・評定委員会開催：8回

- ・評定委員会審議要否検討会：15回

- ・登録更新手続き

登録更新を円滑に行なうため、昨年度から評定委員会以外に評定委員会審議要否検討会を設置し、本年度は15回開催し、78件の処分を決定した。評定委員会での審議案件は58件であり、全体の1/2以上の案件を評定委員会審議要否検討会で審議し、有効期限内に登録更新が行われるよう的確に手続きを行った。

- ・申請受付から登録までの期間

全て標準処理期間（150日）内に処理することができた。

- ・変更届出書の処理

登録試験事業者から提出のあった変更届出書243件（21年度は220件）については、迅速にその内容を確認し、登録証の変更等所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実にした。

- ・技術委員会、技術分科会等

一般要求事項の改正、分野共通的な技術事項に関する指針の制定等のために技術委員会を1回開催するとともに、各量において、新規区分の追加、既存文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項を検討するため、技術委員会各量別分科会を19回開催した。

また、ILAC方針の見直しに基づき、JCSS校正証明書における校正の不確かさの表記方法をGUM(測定の不確かさガイド)に基づいてより正確に表記(信頼の水準約95%の表記を新たに追加)する必要がある、JCSS校正証明書の表記の移行を的確に実施するため、不確かさの評価方法等の検討を各量別分科会

で実施し、技術分科会主査会議で情報共有を図った。

- ・ガイダンス文書等の作成、公表

新たな校正技術の追加等のため、技術的適用指針5文書（力計、交流電荷増幅器、γ線測定器、ビッカース硬さ試験機、ビッカース硬さ標準片）と不確かさの見積りに関するガイド3文書（力計、高周波インピーダンス、ビッカース硬さ）の計8文書を新規に作成し、公表した。また、最新の校正技術への対応及び告示改正及び法令解釈の変更への対応のため、分野共通文書5文書（登録規程、種類規程、登録の一般要求事項、申請の手引き、書類作成の手引き）、技術的適用指針13文書、不確かさの見積りに関するガイド2文書の計20の既存文書を見直して改正して、公表し、申請者の利便性向上を図った。

- ・分野共通の技術的課題への対応

力学分野共通の技術的課題である重力加速度値について、技術委員会重力加速度値WGを設置し、技術的適用指針や不確かさの見積もりガイドの新規作成にむけての検討を開始した。さらに、国土交通省国土地理院の参画を得て、国土地理院のホームページで公表している重力加速度推定計算サービスをJCS Sで活用し、他省庁との連携により信頼性の向上を図った。

- ・JCS Sに係る普及・広報活動

JCS S及び認定にかかる周辺情報の普及・広報のため、展示会、計測標準フォーラムへの参加、雑誌等への寄稿を行った。特に、ILAC方針に基づくJCS S校正証明書における信頼の水準約95%表記への移行に係る説明会を2回（東京、大阪）開催し、登録事業者等400名弱の参加があった。この説明会において、今後の移行スケジュール、不確かさの評価方法に係る技術情報の提供を行い、登録事業者の移行作業の利便性を図った。

- ウ MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

- ・申請受付：18件（うち新規3件、更新15件）

〔参考〕21年度 16件

- ・認定件数：7件（うち新規3件、更新4件）

〔参考〕21年度 認定23件

- ・認定事業所数：107

〔参考〕21年度107

- ・評定委員会開催：6回

- ・申請受付から認定までの期間

申請者の認定有効期限日に配慮して、きめ細かく評定委員会を開催し審議・処理した。受付けた申請案件は全て標準処理期間（100日）内に処理することができた。

- ・変更届出書の処理

認定事業者から176件の変更届が提出され、迅速に変更内容の確認を行い、認定証の変更等所要の処置を行うとともに事業所認定内容の維持管理を確実に実施した。

- ・告示改正

告示基準をISO/IEC17025を認定基準とする改正・施行に向け、経済産業省と協議しながら告示改正案を作成するとともに、認定基準の適用解釈に係る技術文書案を3回にわたる技術委員会での審議を経て作成した。これらの技術文書は制度の信頼性維持及び事業者の利便性向上のために技術ガイダンス文書として公表した。

② 立入検査、フォローアップ調査及び満足度調査

満足度調査に関する業務実績は、上記『D. 1. (1) ①マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化』に前掲した。

以下、各認定業務の立入検査及びフォローアップ調査に関する業務を実施した。

ア JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

法律に基づく立入検査については、試験所移転の届出に伴い試験施設の確認等を目的として、計3件を実施し、適切な状態であることを確認した。

イ JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

法律に基づく立入検査については、法令の遵守状況の確認が必要な案件が無かったため、本年度は実施していない。

ウ MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

認定後約1年半を迎える69事業所に対してフォローアップ調査を実施し、認定基準に対する適合状況を確認し、信頼性確保に努めた。フォローアップ調査の結果、不適合のあった36件については是正を求め、期限内に是正されたことを確認した。

(2) 社会ニーズに基づく認定業務

① ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）

民間では採算的又は技術的に実施困難な、若しくは政策的に取り組みが必要な多種多様な認定ニーズに対応するため、必要に応じて新規認定プログラムを開発して認定業務を行っている。これまでに開発したASNITE認定プログラムの範囲としては、校正事業者(JCSSを除く。)認定、試験事業者(JNLAを除く。)認定、標準物質生産者認定及び製品認証機関認定がある。22年度は、次のとおり認定ニーズに対応した。

ア. ASNITE校正事業者の認定

認定ニーズに基づき、「形状測定器」及び「照度測定器」の認定区分を新規に設定し、各1件の申請を受け付け、1件認定した。また、既存の認定区分では8件の申請を受け付け、4件認定した。

認定事業所数：15、[参考]21年度：15

イ. ASNITE試験事業者の認定

米国環境保護庁(EPA)が運営する省エネラベリング制度(エネルギースタープログラム)において、国際的に認められた認定機関から認定された試験所による製品試験が要求されたことに伴い、電子製品等の国内メーカーからの試験所認定ニーズに対応するため、エネルギースタープログラム試験の認定区分を迅速に新規開設し、8件の申請を受け付け、4件認定した。

また、環境・化学分野の試験所認定ニーズに対応するため、当該分野の認定申請受付から審査、認定可否決定までのプロセスに必要となる一連の技術文書及び体制

を短期間で整備し、10月に当該認定区分を新規に開設して、3件の申請を受け付けた。

認定事業者数：29、[参考]21年度：25

ウ．ASNITE標準物質生産者の認定

環境標準物質で新規に栄養塩標準物質1件の申請を受け付け、認定した。また、化学計測値の信頼性確保の基本となる容量分析用標準物質、高純度物質で各1件の申請を受け付け、うち1件を認定した。

認定基準であるISOガイド34が改正されたことに伴い、改正ISOガイド34の日本語翻訳・公表とともに、対応するJIS改正原案の作成に貢献した。さらに、ISOガイド34の改正及び対応するAPLAC方針についての説明会を開催し、既認定事業者及び申請希望事業者の利便性の向上を図った。

認定事業所数：7、[参考]21年度：6

エ．ASNITE製品認証機関の認定

カシミア製品表示の信頼性に関する社会問題に対応するため、カシミア100%製品の製品認証を行う製品認証機関認定の制度を新規に開設し、1件認定した。また、鉄道システム輸出のための製品認証機関認定の新規認定分野の立ち上げのための準備を行った。

認定事業所数：3、[参考]21年度：2

オ．JCLA認定試験事業者の受入

JCLA（日本化学試験所認定機構）の認定事業廃止（平成22年9月末）にあたり、これら認定試験事業者による環境汚染物質等の測定結果は国民の健康・安全等の施策のために活用され、また有害物質等の測定結果は海外取引（規制対応）にも活用されており、社会的な影響度・重要度が高いことに鑑みて、このように、社会的要請が高いにもかかわらず他の認定機関が撤退する認定分野については、民間等が十分に対応できない認定分野を補完するというASNITE認定プログラムの目的にも合致することから、当面の認定の維持を希望する試験事業者を受け入れるための新たなプログラム（ASNITE/JCLA）を開設し、10月に74事業者を受け入れた。当該認定プログラムによる認定は最長4年とし、認定の更新を希望する事業者はASNITE試験事業者（環境等）に移行することとしている。

認定事業所数：72

② ASNITEの信頼性

審査に対する満足度調査及び認定機関に対する要望調査に関する業務実績は、『D.1.(1)①マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化』に前掲した。

③ ASNITE認定業務の効率的運営

- ・ASNITE試験事業者認定の評定はJNLA等評定委員会で、ASNITE校正事業者（NMIを除く。）認定及び標準物質生産者認定の評定はJCSS等評定委員会で実施し、ASNITE認定に係る評定委員会を合理的かつ効率的に実施している。
- ・JNLA認定事業者（MRA対応）からのJNLA追加申請とASNITEの同時申請については、同一審査チームで効率的に実施。また、JNLA定期検査とASNITE認定審査についても同一審査チームで効率的に実施した。

- ・ガイダンス文書及び基準文書類については、エネルギースター試験、環境・化学分野試験等の新規開設にあたって、新規7文書を制定、既存7文書を改訂し、公表した。

(3) 定期検査及び技能試験

① 定期検査の実施

A P L A C及びI L A CのM R Aを希望する認定事業者に対しては、M R A要件を維持するため認定基準であるI S O / I E C 1 7 0 2 5、I S Oガイド3 4又はI S O / I E Cガイド6 5の最新版を用いて7 9件の定期検査を実施した。

内訳は次のとおり。

ア J N L A定期検査実績

実施件数： 2 2年度 1 2件

[参考] 2 1年度 1 2件

イ J C S S定期検査実績

実施件数： 2 2年度 3 4件

[参考] 2 1年度 4 9件

ウ A S N I T E定期検査実績

実施件数： 2 2年度 2 5件

[参考] 2 1年度 1 8件

内訳

・A S N I T E試験事業者 1 8件

・A S N I T E校正事業者 5件

・A S N I T E標準物質生産者 2件

エ A S N I T E臨時検査実績

実施件数： 2 2年度 1件 (A S N I T E試験)

オ A S N I T E / J C L A検査実績

実施件数： 2 2年度 2 5件

② 技能試験の実施及び外部技能試験の活用

認定事業者の技術能力を確認するため、次のとおりJ I S Q 0 0 4 3に基づく技能試験を実施又は外部技能試験の結果を活用した。

ア J N L A (工業標準化法に基づく試験事業者登録制度)

- ・自らが実施する技能試験

技能試験4か年計画については、2 1年度末に見直し、4月に新4か年計画を公表した。

計画に基づき、昨年度からの継続実施2件(土木・建築分野、化学品分野各1)、今年度開始2件(土木・建築分野、窯業分野各1)の計4件を実施し、3件(土木・建築分野2、化学品分野1)終了した。

終了3件のうちの1件、化学品分野(高分子引張試験)の技能試験については、韓国認定機関(K O L A S)を通して韓国の試験所にも参加募集を行い、同国から5試験所が参加した。

- ・外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験5プログラム(繊維分野3、土木・建築分野1、抗

菌分野 1) を承認し、その結果を活用した。

[参考] 21年度技能試験実施 3分野 5プログラム

[参考] 20年度技能試験実施 3分野 6プログラム

イ J C S S (計量法に基づく校正事業者登録制度)

・自らが実施する技能試験

力区分で「一軸試験機」(参加数 5 事業者)と、振動加速度区分で「加速度及び振動加速度レベル(レーザ干渉式振動測定装置、振動加速度計)」(参加数 30 事業者)の 2つのプログラムで技能試験を実施した。また、技能試験参加実績のない個別の J C S S 登録申請に対する申請事業所の技術能力を確認するため、技能試験(測定監査)を 33プログラムで実施した。(21年度は 24プログラム)

・外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験については、質量区分 1(はかり)、電気区分(DMM、キャリブレータ、標準抵抗器)3の計 4プログラムを承認し、その結果を活用した。

[参考] 21年度技能試験実施 4分野 4プログラム

外部技能試験活用 3分野 7プログラム

ウ M L A P (計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度)

(社)日本環境測定分析協会が実施した技能試験に技能試験委員会の委員として参加し、技能試験の支援を行なった。参加した 118 事業者の技能試験結果がとりまとめられたことから、当該技能試験結果の審査への活用を開始した。

エ A S N I T E

平成 22 年度は必要とされる技能試験がなかったため、実施していない。

3. 経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務

(1) 法令に基づく認定関係業務

経済産業省に係る法令に基づいて、認証機関の登録のための調査等を次のとおり実施した。

① 工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

ア 工業標準化法に基づき、経済産業大臣及び各経済産業局長から 15 件の調査指示を受け、事業所調査 11 件、書面審査 4 件、工場立会調査 10 件及び試験所立会調査 10 件を実施し、その結果を速やかに経済産業大臣又は経済産業局長に報告した。

上記調査指示のうち、経済産業大臣からの 7 件についてはナイト職員だけで調査を実施するとともに、調査結果について審議する判定委員会の事務局を務めることによって当該業務に対する関与を深めた。

イ 工業標準化法に基づき、経済産業大臣及び各経済産業局長から 4 件の立入指示を受け、検査を実施し、その結果を速やかに報告した。

これらについても判定委員会の事務局を務めることによって当該業務に対する関与を深めた。

② 製品安全 4 法^{註)}に基づく国内(外国)登録検査機関の登録等関係業務

注) 製品安全四法: 電気用品安全法、消費生活用用品安全法、ガス事業法、液化

石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

ア 製品安全４法に基づき経済産業大臣より８件の調査指示を受け、申請取下げのあった１件を除く７件（外国事業所を含む計１２事務所・試験所）の調査を実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告した。

・ライターの安全規制の開始に係る調査

子供のライター使用による火災が増加し社会問題になったことに対応し、経済産業省は消費経済審議会答申を受け、ライターに消費生活用製品安全法に基づく安全規制を導入し、関係政令が平成２２年１月１０日に公布、同年１月２７日に施行された。施行日にライターに係る検査機関を登録するべく、１月１日付けで経済産業大臣からナイトに対して検査機関登録のための調査指示が出され、認定センターは登録調査を至急実施し、１月１０日に２件の検査機関の調査結果を報告した。この報告に基づき１月２７日の政令施行日に２件の検査機関が登録された。調査指示から報告まで１０日間という短い期間であったが、関連ＪＩＳ制定日の９月３０日の時点から調査への前準備を早急に進めたことで、政令施行と検査機関登録を同日とする経済産業省の要請に確実に応えることができた。その後も、大臣の指示を受け外国検査機関を含む検査機関の調査を実施し、平成２３年１月３１日に１件、さらに２月１６日に１件の検査機関が登録された。

イ ２２年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

③ 特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

ア ２２年度は経済産業大臣からの調査の依頼はなく、実績はない。

イ ２２年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

④ 計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務

２２年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

(２) 国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づき、同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する試験施設検査（ＴＦＩ）１件、設計施設監査（ＤＦＡ）１件、生産施設検査（ＰＦＡ）１件を５月と６月に実施し、その結果をオーストラリア政府に報告した。

また、豪州政府の審査官の実施する、設計施設監査（ＤＦＡ）２件、生産施設検査（ＰＦＡ）２件に立ち会いを実施した。

なお、豪州政府からは平成２２年６月２０日付けで以後は検査依頼しない旨の通告があり、平成２２年７月以降は豪州政府からの依頼は発生していない。

E. 生活安全分野

1. 製品安全関係業務

(１) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行った。また、製品事故の未然・再発防止等のため、国民生活センターと積極的に協力・連携を図った。

① 事故情報収集状況

- ・事故情報の総受付件数は4,788件で前年度比9.5%増。
- ・事故情報収集件数の増加は、重大事故報告時に過去の事故を含め、事業者が保有していた非重大事故をまとめて報告した案件が増加したこと及び同種の事故製品による多発事故が増加したことによる。特に製造事業者等から電気温風機、携帯発電機等の5品目について993件の同種事故報告があった。

年 度	事故受付件数 (注1)	内 訳 (件)				
		事業者等	経済産業省	消費生活 センター	消防・ 警察	その他 (注2)
22年度	4,788	2,476	1,338	667	261	46
21年度	4,371	1,853	1,262	845	280	131

注1：事故受付件数は、受け付けた総件数であり、重複案件を含む。

注2：その他は、自治体、国民生活センター、消費者、病院等からの通知及びWEBを含む新聞

② 事故情報に基づく調査等

- ・収集した事故情報のうち4,381件について、リスク分析を行い、リスクの高さに応じて調査に優先順位をつけ、リスクの高い案件を優先するほか、リスクが低く事業者が製品起因を認めている案件については、簡易調査とし、調査期間の短縮を図った。また、事業者報告書提出期限を1ヶ月に設定する等により迅速化を徹底し、重大製品事故、非重大製品事故ともに前年度に引き続き90日以内の調査完了に努めた。
- ・ライター、携帯用レーザー応用装置、家庭用テーブルタップセット、電気掃除機、リチウムイオン蓄電池、ガス給湯暖房機の6品目の調査・分析結果が行政の施策に反映され、製品事故の再発・未然防止に寄与した。
- ・事故品確認1,388件を実施した。また、現場調査は63件実施し、警察・消防からの要請による合同調査を196件実施した。
- ・調査結果は、外部有識者、専門技術者等で構成する3つの事故原因技術解析ワーキンググループ（電気、機械、化学）及び事故動向等解析専門委員会をそれぞれ年4回開催し、事故原因の技術解析及び事業者が講じた再発防止対策等について評価を行った。

③-1 事故情報リスク分析等

- ・経済産業省が受け付けた重大製品事故のうち、1,058件について、リスク分析、原因究明、過去の類似事故、社告情報の検索・分析を行い、経済産業省に調査結果を報告するとともに、リスクの高い案件（非重大事故を含む）について対応方針案の説明を行い、リコールの判断材料の一部として経済産業省の行政措置に反映した。
- ・電源コード、電気洗濯乾燥機、カセットこんろ、ガスこんろ、石油ストーブ、折りたたみ自転車等、今年度、事故報告が多く寄せられた重要と考えられる案件について事故リスク評価や、テキストマイニングによる事故情報分析を実施した。
- ・電源コード、カセットこんろ、折りたたみ自転車については、実製品による評価試験を実施し、技術基準改定等の基礎となるデータとして経済産業省に提供した。

③-2 経年劣化対策

- ・消費者への経年劣化等による事故の防止を促す注意喚起のため、「換気扇」「扇風機」

「エアコン」「石油給湯器」「石油ふろがま」等についてバスタブ・カーブを利用した耐用年数の分析を行うとともに、経年劣化が主因と考えられる事故についての事故発生メカニズムを分析・整理して、プレス説明会（3回）を行った。

- ・消費生活用製品安全法第32条の21に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術調査の充実を図るため、調査の際に経年劣化に係る詳細情報を得るための「経年劣化部品調査票」を作成し、経済産業省に提案。（経済産業省において法32条の21における情報収集の様式として検討予定。）
- ・ナイトが保有する調査が終了した事故情報（31,634件、重大・非重大）のうち、経年劣化が主因と考えられる事故（953件）を抽出して事故情報の多い製品及び部品に関する事故（741件）について、詳細情報を内部DB（Millemasse）から収集し、劣化部品、劣化に係る故障メカニズムなどの分析を行った（現在、分析結果を精査中）。

④ 事故原因の究明、再発防止措置等

- ・子供が関係するガスライターの重大事故が散見されたことから、行政が行う対処方針決定のために、ナイトが収集したガスライターが関係する事故132件と規格・基準に関する海外調査（CPSC）の結果を提供した。
- ・収集した事故情報はすべて事故原因の特定を行うが、そのうち、以下の製品については同種事故が多発する可能性があると考えられることから詳細な調査を実施し、経済産業省、消費者庁等行政機関に調査結果を提供した。

【足乗せ部分が破損する自転車用幼児座席、アナフィラキシーショックを誘発する羊毛ケラチン入りシャンプー】

- ・携帯用音楽プレーヤーのナイト事故調査結果に基づき、経済産業省は当該事業者に対して措置を実施。
- ・電気式床暖房を敷設した床から発煙し、床面を焦がす事故が発生。ナイトの調査の結果を受けて、経済産業省は技術基準を再改正するための検討を開始。
- ・製品から放散される揮発性有機化合物（VOC）等によって体調不良に至る事故の事故原因究明手法開発（VOC）の方針決定のために学識経験者、関係工業会、関係省庁等の委員11名による委員会を開催し、現在は国の示す室内濃度指針値と比較・参照して事故原因を判断しているが、一律に室内濃度換算値で評価することは、必ずしも適切でない場合があり、原因究明に資する化学物質吸入事故における原因究明のあり方等のデータ解析所法の開発に向けて今後の方向性を決定した。
- ・重大事故について製品分野別に問題点を検討し、原因究明・再発防止措置に関わる具体的アクションについて経済産業省に提言を行った。

⑤ 市場モニタリングテスト

法令遵守状況を確認するため以下のテストを実施した。

- ・製品安全テスト（1品目）

【レーザーポインター（消費生活用製品安全法）（経済産業省等の依頼に基づき実施。14回）】

- ・取引試買テスト及び品質調査テストについては、経済産業省からの依頼はなく、今年度は未実施。

（2）国内外の関係機関との連携

<国内>

製品事故の効果的な未然・再発防止等を行うため、以下の関係機関との連携を強化した。

- ・ 事故情報の収集強化のため、アクションプランを策定し各地域の関係機関に対して協力要請を行った。

消費生活センター訪問：120機関、警察訪問：60機関、消防訪問：168機関
事件事例研究会、技術研修会等の開催件数：23回、参加機関数：428機関

- ・ 国民生活センターと、実務担当者会議（11回）及び連携連絡会議（1回）を開催。国民生活センターが入手した重大製品事故に係る事故品の取扱について申し合わせを行い、ナイトでの事故品取扱いを可能とした。また、プレスリリース内容が重複しないよう情報交換を行った。さらに、既にナイトで実施した湯たんぽの再現試験方法や接触皮膚炎に関する技術情報を提供した。
- ・ 地域消防機関、地方公設試験所、大学等と協力し、事故原因究明の迅速化を図った。
- ・ 地域工業会の苦情相談窓口担当（CR（Consumer Relation）会）等との情報交換を行い、昨今の事故情報の傾向に係る分析等を実施。
- ・ 事故の未然防止、再発防止情報を周知するため、経済産業局及び消費生活センター等と連携することとし、全国9ブロックで連絡会議を開催し、引き続き協力要請を実施した（関東及び近畿ブロックについては、国民生活センターも参加）。
- ・ 業務報告会を東京（315人参加）と大阪（303人参加）で開催し、業務内容の結果を関係機関・企業等に直接情報提供し、ナイトの業務について周知を図るとともに関係機関等との連携を深めた。
- ・ 主婦連講座「知の市場」を東京（85人参加）と大阪（35人参加）で開講し、製品安全の知識普及に貢献した。
- ・ 経済産業省が主催する「製品安全セミナー」に講師を20回派遣し、パネルや事故品等の展示を行い、積極的な啓発活動を行った。
- ・ 経済産業省と共催で「製品安全総点検セミナー」を開催した（11月15日）。

<海外>

外国製品による事故の未然防止のため、以下の機関との連携を図った。

【米国消費者安全委員会（CPSC）】

- ・ 米国でリコールされた製品が日本でも販売されている可能性があるとして、情報提供が5件あった。また、ナイト担当者が日々、CPSCのリコール情報等を確認し、ナイトおよび経済産業省の事故担当者、リコール情報担当者に情報提供（27件）。事故担当者は同一製品の事故発生時に役立て、リコール情報担当者は国内のリコール状況確認に活用。
- ・ 米国におけるライター規制の背景、規制状況について情報を収集し、経済産業省のライターWGに反映。

【中国検査検疫科学研究院（CAIQ）】

- ・ 経済産業省とAQSIQ（中国品質監督検査検疫総局）との年次協議（9月8日：ナイト（大阪））に合わせCAIQの副所長他職員2名がナイトを訪問し会合を実施。双方で最近の

製品安全業務状況を報告し、今後の連携について協議。

- ・上記会合での合意に基づき、ナイトでWeb掲載しているリコール情報のうち「中国での製造品（OME製品等は除く）に係るリコール」と判明しているものについて、CAIQに情報提供を開始（12月～）。

【韓国技術標準院（KATS）】

- ・経済産業省とMOUを締結している韓国知識経済部の下部組織であるKATSから、職員3名がナイト（大阪）を訪問（7月8日）。ナイトの事故原因究明スキーム等の説明、施設見学及び意見交換を実施。
- ・KATSからの招へいにより、韓国国際製品安全ワークショップにおいて日本の製品安全及び電気製品の原因究明技術についてのプレゼン及びKATSとの意見交換を実施（11月25、26日）。

【シンガポール規格生産庁（SPRING）】

- ・SPRINGから、職員3名がナイト（大阪）を訪問（9月16日）。ナイトの事故原因究明等について説明、施設見学及び意見交換を実施。

【ベトナム工業商業省】

- ・ベトナム工業商業省の政策担当者11名がナイト（東京）を訪問（7月20日）。ナイトの事故原因究明体制等の研修を実施。
- ・同省次長ら15名がJICAのベトナム消費者保護行政能力プロジェクト研修の一環として、ナイト（東京）を訪問（3月3日）。ナイトの事故原因究明等について説明、施設見学及び意見交換を実施。
- ・同省認証センター所長ら、3名がJICAのベトナム基準認証制度運用体制強化プロジェクト研修の一環として、ナイト（大阪）を訪問（3月11日）。ナイトの事故原因究明等について説明、施設見学及び意見交換を実施。

【国際消費者製品健康安全機構（ICPHSO）、国際消費者製品安全執行担当者会議（ICPSC）】

- ・ロンドンで開催されたICPHSO会議及びベルギーで開催されたICPSC会議に経済産業省とともに出席（11月29日～12月3日）し、EU連合各国のリスク評価手法等について情報収集。

（3）事故の未然・再発防止のための情報提供等

製品事故の効果的な未然・再発防止のため、国民（消費者）に向けた以下の情報提供等を実施した。

① 年度報告書等

- ・22年度第4四半期調査終了分の事故情報を順次公表し、同時に公開用事故情報データベースへ追加し、新規に4,518件を公表した。アクセスページ数約550万ページ。（前年同期比124%）
- ・毎週金曜日に直近1週間分について最新受付事故情報としてホームページで公表。

② 社告・リコール情報

- ・ホームページ上で社告・リコール情報を公表。アクセスページ数約47万ページ。（前年同期比117%）
- ・社告・リコール品の情報を周知し、事故を防止するため、「ハロゲンヒーター」、「電気ストーブ」及び「ガス・石油ストーブ」のリーフレットを作成し、ホームページで

公表した。

③ 電子メールマガジン

- ・「P S マガジン」を定期的に24回及び「被災時の製品事故の防止について」等特別号2回を配信した。配信登録者拡大のため全国市町村福祉協議会、全国の小・中・高校長会、リサイクルショップなどへダイレクトメールを10,729通発送し、読者数を7,494名に拡大した。(前年同期比108.7%)
- ・英語版「P S マガジン」をC P S C (米国)、K A T S (韓国)等の海外の製品安全業務に携わっている関係者向けに配信した。

④ リーフレット及びちらしの発行

- ・事故防止のための啓発リーフレット「夏の事故」、「冬の事故」及び「新生活スタート」等6種類を作成し、ホームページで公表すると共に全国の消費生活センター等へ配布した。
- ・消費者へ注意喚起をしたり、リコール情報を届けるため「こんな事故にもご用心」及び「リコールなど注意を呼びかけています」ちらしを24種類作成し、ホームページで公表した。

⑤ メディア等への情報提供

- ・定期プレス説明会により事故防止のための注意喚起を「ライター」、「ガスこんろのグリル」及び「扇風機、換気扇」等について、12件行った。
- ・上記の結果、新聞掲載89回(5大紙63回)、テレビ報道184回(全国放送174回)、ラジオ放送2回取り上げられた。
- ・プレスリリースのテーマに則したミニポスター(再現実験映像を含む)を14種類作成し、ホームページ上で公表した。

⑥ 生活・安全ジャーナル

- ・生活・安全ジャーナル第9・10号を作成し、ホームページ上で公表した。

⑦ 原因究明機関ネットワーク総覧の更新

- ・原因究明登録機関(89機関)の登録内容等を更新し、全国の消費生活センター等へ配布するとともにホームページで公表した。

⑧ 製品安全教育DVDハンドブック

- ・小学校高学年向けの製品安全教育の教材(DVD映像と解説書)を作成し、都道府県の教育委員会へ活用を働きかけるとともにホームページで公表した。

⑨ 身・守りハンドブック2011

- ・誤使用や不注意が原因の事故について消費者に注意喚起する事を目的に、「身・守りハンドブック2011」を50,000部作成し、全国の消費生活センター等へ配付するとともに、ホームページで公表した。
- ・定期プレス説明会に参加した記者から全国にも配信され、地方版で記事掲載されると共に地方新聞社の記者からの問い合わせも増え、地方で起きた事故に関連するデータ、映像資料提供の問い合わせも増えるなど地方の報道機関へのナイトの認知度も向上している。

(4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究

【2.(2)製品の安全確保のための標準化 ①-3電気製品の安全基準・基準体系のあ

2. 標準化関係業務

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観等の多様化等に対応した市場形成の観点から、以下の業務を行った。

(1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化

①-1 福祉用具共通試験方法の開発と公表

- ・これまでに実施した試験や知見等を踏まえて、福祉用具の機能（全71機能）について、65機能に集約・合理化し、福祉用具共通試験方法を開発をした。
- ・開発した福祉用具共通試験方法はパブリックコメントを求め、パブリックコメント等に基づき、規格案の修正を行い、修正案について、第三者機関による検証を実施した後、ホームページでの公表を実施した。
- ・当該共通試験方法は、民間で推進されるJIS等の国家標準の基礎として活用されるものとの位置づけである。

①-2 民間機関等による標準化活動に対する技術的支援

これまでのナイトの業務を通じて得られた情報、専門的知見等を基に、日本工業標準調査会の消費生活分野及び高齢者・障害者分野の審議に参画した。また、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）、（財）日本文化用品安全試験所（MGSL）、（財）製品安全協会、（財）日本規格協会の4機関に対し、エルボクラッチ、多点つえ、歩行車、歩行器等、約50件のJIS規格案等の作成審議に技術面から支援を行った。

①-3 調査研究終了テーマ

- ・20年度に終了した「視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化」で実施したロービジョン者延べ約1,500名を対象とした医学的属性計測、輝度コントラスト感度計測、色覚特性計測及び視認性実証実験から得られたロービジョン者の視覚特性データ及び解析結果に基づき、ISO/TC173/WG8に対し、視覚障害者誘導用ブロック等の視認性規格案、調査データの提供を行う等、国際規格化に向けた成果の普及活動を実施した。

② 幹事、コンビーナ、プロジェクトリーダー等の業務

②-1 ISO/TC173/WG1（身体障害者支援製品/歩行補助機器）

「先ゴムの耐久性試験方法」（ISO/DIS 24415-2）について、DIS（国際規格案）投票の結果を受けて寄せられた意見に対応し、FDIS投票の原案を中央事務局に送付し、投票開始を待っているところ。

なお、当該WGの当ナイトでの役目は終了したことから、平成22年10月に国際事務局のフォローアップを終了し、国際事務局を日本シルバー用品協議会（関西）のISO・JIS規格作成委員会に移管した。

②-2 ISO/TC173/WG8（歩行補助製品歩行者領域における視覚障害者誘導のための設備と方法）

当該WGの国際事務局として標準化活動に貢献。6月に第2回のWG8国際会議をチューリッヒ（スイス）で開催してDIS案を取りまとめ、10月6日から国際投票にかけた結

果、DIS案が承認された。また、DIS投票時に出された約370件のコメントの前処理を行うと共に、承認されたDISをFDISとして取りまとめるため、第3回国際会議（平成23年5月）の開催場所及び日程調整を行うなど、国際事務局としての運営を適切に実施した。

- ③ 22年度に見直しが必要なナイトが原案作成団体となっているJIS 10件について、検討を行い、見直しが必要な1規格について、共同原案作成団体の原案作成委員会に参画。

(2) 製品の安全確保のための標準化

①-1 ライターの幼児対策

子どものライターによる火遊びが原因と見られる事故に対応するため、経済産業省では、消費生活用製品安全法施行令を改正し、たばこライター及び多目的ライターを同法の「特別特定製品」に指定し、技術基準にCR機能を要求する方針を平成22年6月に打ち出した。ライターの技術基準として引用されるJISについて、ナイトはAIST及びMGSLと連携して、CR機能について試験方法を開発した。その後、ライターJIS原案委員会に委員として参画し、9月30日付けで、JIS S4801, S4802, S4803が公示され、平成22年11月10日付けでライターが消安法「特別特定製品」に指定され、当該JISがライターの技術基準として引用される位置付けとなった。

①-2 福祉及び乳幼児製品の事故防止

福祉及び乳幼児製品の事故防止の取り組みとして、歩行補助車及び乳幼児用さくに関する消費者代表、メーカー、学術関係者、行政等の各分野からなる検討委員会を組織・開催し、事故情報を整理・分析のうえ、必要な事故防止策を取りまとめ、経済産業省に提言した。

①-3 電気製品の安全基準・基準体系のあり方

「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」（以下、「検討会」という。）「検討作業幹事会」「技術基準性能規定化分科会（以下、「性能分科会」という。）」「品目大括り化及び法令手続き合理化分科会（以下、「品目大括り化分科会」という。）」を設置し、検討を実施。

平成22年7月23日の検討会において、電気用品安全法技術基準の見直し（階層化、国際整合化及び品目の大括り化）を進めるための「電気用品安全法技術基準体系等見直し基本計画」が策定された。平成22年9月6日の性能分科会において、22～23年度に実施する第一段階の作業の進め方を検討し、(1)ISO・IEC安全ガイドを基本として新技術基準省令案（一次文書）を検討、(2)現行技術基準省令及び解釈の内容を、新たな「技術基準の解釈（二次文書）」と「技術基準の解釈の解説（三次文書）」とに選別、(3)作業テーマ別にWGを設置して検討することなどを盛り込んだ、アクションプラン案を策定した。

平成22年11月17日の検討作業幹事会において、本アクションプラン案は審議・承認された。現在、アクションプランに従い、新たな性能分科会・WG体制を構築し、検討作業に着手しているところである。

平成22年9月30日の品目分科会において、22～23年度に実施する電気用品の区分の整理、品目の大括り化を進めるため、(1)一般消費者がコンセントに差し込んだ

で使用する電気製品全般を電安法の規制対象とする、(2)規制対象か否かを関係者が自律的に判断できるようにする、(3)分科会では作業テーマ別にWGを設置して、政省令改正案の骨子まで作成するなどの検討方針を提示した。本方針に従い、検討作業幹事会の傘下に特別WGを設置して検討を行い、アクションプランの骨子案としてとりまとめた。

平成23年1月25日の検討作業幹事会において、本アクションプラン骨子案は審議・承認された。現在、本アクションプラン骨子に従い、新たな分科会体制を構築し、アクションプランの策定作業等に着手しているところである。

①-4 国際標準化活動

- ・ I S O / P C 2 4 0 及び P C 2 4 3 の活動として、国内対応委員会を2回開催(10月13日、平成23年2月16日)するとともに、P C 2 4 0 第3～5回会合及びP C 2 4 3 第3～6回会合に出席し、日本の現状についてプレゼンテーションを行った。また、P C 2 4 3 においては、第4回会合の結果から合意された内容(規格項目、使用する用語の定義など)を基に9月に国際幹事から各専門家にWD(案)が提案され、それについて国内対策委員会において意見をとりまとめ11月はじめに幹事国に提出した。その後開催された第5回のP C 2 4 0 との合同会合に引き続いて開催された単体会合でWD(案)に対する各国から提出された意見(日本を含め4カ国)について対応が検討された。この検討結果を基に12月にCD(案)が提案され意見を求められたことから日本の意見をとりまとめ幹事国に提出した。これを基に第6回会合で検討を行いCD案を検討した。

- ・ C O P O L C O 国内対策委員会については2回(5月、7月)出席し、製品安全の視点から審議をした。

- ・ I E C / T C 8 9 / W G 1 2 (耐火性試験/試験炎と耐熱性)

20年に制定された「プラスチックの着火性試験」(IEC/TS 60695-11-11)について、国際規格化に向け5月の会合でラウンドロビンテストの計画書を提案し了承された。その後メンバーで第1回の試験を行い10月の会合で結果について検討され、試験方法の明確にされていない部分等の議題について検討を行った。今後は試験内容を見直し、メンバーによる第2回の試験を行うこととした。

② プラスチック工業連盟で実施しているプラスチックの国際標準化(I S O / T C 6 1 / S C 2 / W G 7 (プラスチック/機械的性質/疲労及び破壊靱性))の活動に関し、当ナイトの業務が完了したことから、プラスチック工業連盟に当該業務を移管した。

(3) 人間特性に係る技術的データ等の提供

人間特性データベース及び人間特性情報リンク集について、ホームページ上で公開、維持・管理を適切に行い、データベースの利用に関する問い合わせや、人間特性に関する技術的な問い合わせ等について、迅速に対応した。

3. 講習関係業務

電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく法定講習を以下のとおりの確に実施した。

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

- ・定期講習について、全国で578回（21年度：1,212回）の講習を開催し、72,640人（21年度：154,909人）が受講した。
- ・宮崎県の口蹄疫非常事態宣言及び感染拡大防止のため、宮崎市内で7/8開催を計画していた定期講習を中止（延期）した。また、これに伴い結果的に5年以内の受講期限を超過した電気工事士の資格者には、指定講習機関として電気工事士法第4条の3及び同法施行規則第9条の8第六号に規定する「指定講習機関がやむを得ないと認める事由」を初めて適用した。
- ・東北地方太平洋沖地震による被災のため、1会場（青森）の定期講習を中止（延期）し、その後の計画停電の影響による東京電力管内の交通機関網の混乱から、2会場（神奈川、栃木）の定期講習を中止（延期）した。（上記と同様に計画停電の影響についても「指定講習機関がやむを得ないと認める事由」を適用）
- ・23年度定期講習用テキストの記載内容について、法令改正（改訂版）及び技術進展の状況を反映させるとともに、当該講習講師の意見等も踏まえ、テキスト作成委員会で審議し改訂した。

（2）特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

- ・資格講習、認定講習及び再講習について、全国で124回（21年度：119回）の講習を開催し、11,182人（再講習については、受講対象者の約79%）（21年度：10,465人）が受講した。
- ・東北地方太平洋沖地震の対応については、被災のため再講習1会場（宮城）を中止（延期）した。また、その後の計画停電の影響による東京電力管内の交通機関網の混乱から2会場（東京）の講習開始時間を遅らせた。さらに、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により平成23年8月31日まで資格の有効期限が延長されたことから、該当する資格者に対して、個別の電話連絡、ホームページによる周知に努めた。
- ・23年度資格講習、認定講習及び再講習用テキストの記載内容について、技術進展の状況を反映させるとともに、当該講習講師の意見等も踏まえ、テキスト作成委員会を開催して記載内容の見直しを進めた。

4. 経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務

経済産業省に係る法令等に基づく、次の立入検査等を的確に実施した。

- ① 22年度は、立入検査の実施可能件数を経済産業省に提案した結果、レディーミクストコンクリートの認証製造業者50件を対象とする大臣指示（22年8月20日接受）となった。大臣指示があった全件について年度内に立入検査を完了し、それらの結果を経済産業大臣に速やかに報告した。

今年度は、指摘した事業者が多く、中でも品質に問題があり、直ちに一時出荷停止の措置がとられる可能性があるC評価を含む事業者も多くあった。このことから、品質に問題のある製品が市場に流通することを抑制し、JISマーク制度の信頼性確保に貢献した。

工業標準化法に基づく試買検査については、6月1日に第1回試買検査運営委員会を開催し、22年度の対象品目（レディーミクストコンクリート、在宅用電動介護用ベッド、アルミニウム合金製脚立及びはしご、乗車用ヘルメット）を確定した。

試買検査は、一般競争入札により適切な事業者に外部委託して実施した。

試買検査結果については、3月7日に開催した第3回試買検査運営委員会で確定し、経済産業省へ3月31日に報告した。市場に流通するJISマーク表示製品における品質状態の確認及び経済産業省の施策資料の作成を行った。

- ② 製品安全4法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、効果的な立入検査となるよう、フォローアップ型の検査を推進し、経済産業大臣指示書案の段階で経済産業省に提案を行った。

経済産業大臣の指示に基づき、電気用品安全法133件、消費生活用製品安全法50件、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律13件、ガス事業法13件、合計209件について、22年度内に着実に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告した。

指摘を行った事業者は、製造事業者では40%、輸入事業者では63%となっている。製造事業者は、記録の不備（主に、記載事項の欠落）が比較的多いのに対し、輸入事業者では、届出、記録、適合性検査等、調査項目の全般にわたって不備が多く、法律そのものへの認識が不足していた。

指摘を行った事業者に対しては、適宜、法令遵守、安全な製品提供に向けた措置が経済産業省から行われる。

- ③ 計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査については、経済産業大臣からの指示がなく、実施しなかった。

なお、大臣から指示があった場合には、速やかに立入検査を実施できる体制を維持した。

経済産業省から依頼のあった計量法に関する事務支援業務は、都道府県から経済産業省に提出された調査報告書、立入検査報告書などを管理簿で整理し、経済産業省からの資料提出依頼に迅速に対応できる体制を整えている。また、指定製造事業者判定委員会事務局の役割を担い、判定委員に確実な情報提供を行った。

- ④ 家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査については、経済産業大臣からの指示がなく実施しなかった。

なお、大臣から指示があった場合には、速やかに立入検査を実施できる体制を維持した。

- ⑤ 製品安全4法で定める「主務大臣による適合性検査業務」に係る業務は、経済産業大臣からの適合性検査の指示はなかった。

なお、大臣から指示のあった場合には、当該検査を的確に実施出来るよう製品安全4法等の業務を通じて既存業務を維持した。

F. その他業務

1. 登山用ロープ

12事業者から依頼があり、消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの試験を37件、92本実施した。

- ・検査依頼書受付件数：37件（21年度実績 30件）
- ・ロープ試験実施本数：92本（21年度実績 70本）

G. その他業務運営に関する計画

1. 試験等の評価結果の信頼性確保

製品安全試験グループ（北関東・北陸・中部・九州・製品安全センター大阪）が構築するJIS Q 17025マネジメントシステム（以下「マネジメントシステム」という）に基づく業務運営を継続。加えて技術業務課（製品安全センター東京）はマネジメントシステムへの適合化を図るための準備作業を推進。

- ① 新規の試験グループ要員に対する教育等のため(初回)会合を開催しマネジメントシステム及び当該業務運営状況を周知。
- ② マネジメントシステムの他方面への展開を図る目的から、22年度は試験グループ要員向けの研修「測定のトレーサビリティと不確かさ」について、他の製品安全業務を担う関係部署を含めて受講者を募集しTV会議システムを活用して実施した(受講者31名。うち試験グループ以外の者16名)。
- ③ 対象試験の業務運営について適合性を確認するための内部監査を実施。また、適合化推進中の技術業務課に対しては事前確認のための監査を実施。これら監査の結果に基づく改善処置を該当の部署で実施。
- ④ 年間の当試験グループ業務運営状況を報告し様々な課題を審議して方針を決定するための品質管理会議・マネジメント・レビューを開催。

6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1. 外部機関との協力・連携の推進

(1) バイオテクノロジー分野

以下の事業について共同事業を実施した。

- ① 有用機能等の探索源となる微生物の収集（ベトナムへの合同探索）：国内3社
- ② 有用機能等の探索源となる微生物の提供（スクリーニング用株の提供）：国内企業・大学17機関
- ③ ナイトが保有する微生物株のゲノム解析：国内企業・大学21機関
昨年度から実施の外部機関向けアノテーション支援ツール（ナイト独自開発、略称：OCSS）による外部リソースの活用が促進され、共同研究先でのアノテーション比率が大幅に拡大した。
- ④ 日和見感染菌等のドラフトゲノム解析、環境汚染サンプルの菌叢解析：国内企業・大学5機関
- ⑤ ヒトインフルエンザウイルス分離株の遺伝子解析、薬剤耐性食中毒菌（サルモネラ

菌) のゲノム解析：国立感染症研究所

⑥ 二国間協力における共同事業の実施：

《インドネシア》	インドネシア科学研究所 (LIPI)
《ベトナム》	国家大学ハノイ校 (VNUH)
《モンゴル》	モンゴル科学院生物研究所 (MAS)
《ブルネイ》	ブルネイ王国産業一次資源省 (MIPR)
《中国》	中国科学院微生物研究所 (IM-CAS)
《タイ》	タイ国立遺伝子工学バイオテクノロジーセンター (BIOTEC)

(2) 適合性認定分野

- ・ 広報活動及び日本認定機関協議会 (JAC) の活動において、試験・校正事業者向け技術情報セミナーを JAC 傘下の試験所認定機関協議会 (JLAC) において準備会合等も含め協力・連携して開催する等して、認定制度の利用拡大・普及のための広報活動を行うとともに、JLAC において、認定制度の普及や技術的活動についての意見交換や情報共有を行うための試験所認定ワーキンググループを 9 回開催する等の活動を通じて、関係機関との連携を強化した。
- ・ 独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構、独立行政法人情報処理推進機構、財団法人建材試験センター、財団法人電気安全環境研究所、財団法人化学物質評価研究機構等関連機関とは、技術支援に関する契約を締結し、認定業務はそれら機関からの技術的支援を受け、信頼性の高い認定制度を運営している。
- ・ 技術委員会及び評定委員会の委員を委嘱し、技術的観点からの助言を得ており、委員会業務の促進に貢献している。

(3) 製品安全関係業務

- ・ 国民生活センターと、実務者担当会議 (11 回) 及び経済産業省、消費者庁の出席のもと両理事長の意見交換会 (1 回) を開催。国民生活センターが入手した重大製品事故に係る事故品の取扱について申し合わせを行い、ナイトの事故品取扱いを可能とした。また、プレスリリース内容が重複しないよう情報交換を行った。さらに、ナイトの調査の参考として、国センから商品テスト結果報告書 (13 件) を入手するとともに、ナイトからは、包丁の事故品及び同等品の提供並びに調査概要 (7 件) について提供を行った。技術供与については、金属製湯たんぼの再現実験方法、パソコンに関する試験方法、接触性皮膚炎の原因物質特定などについて行った。

※平成23年3月分の実務担当会議については震災の影響のため未実施。(再掲)

(4) 標準化関係業務

これまでのナイトの業務を通じて得られた情報、専門的知見等を基に、日本工業標準調査会の消費生活分野及び高齢者・障害者分野の規格審議を行った。子どものライター遊びが原因とみられる事故の防止のために消安法の特別特定製品に指定され、具体的な基準値はJISに委ねられた。このJIS制定の際に、独立行政法人産業技術総合研究所、財団法人文化用品安全試験所と協力・連携して試験方法を開発した。また、日本福祉用具・生活支援用具協会 (JASPA)、財団法人日本文化用品安全試験所 (MGSL)、財団法人製品安全協会、財団法人日本規格協会の5機関に対し、エルボクラッチ、多点つえ、歩行

車、歩行器等、約50件のJIS規格案等の作成審議に技術面から支援を行った。(再掲)

2. アウトソーシングの推進

人的、資金的制約が非常に厳しくなっていく中、ナイトに対する行政ニーズや期待に応えていくため、以下のアウトソーシングを実施。

(1) バイオテクノロジー分野

業務の一層の効率化の観点から、21年度に引き続き、ゲノム解析の器具洗浄工程の外部委託を実施した。また、フィシスファエラ属細菌等4菌の塩基配列の決定について、自ら追加実験は行わず、オプティカルマッピングによる検証実験を外注して、解析期間の短縮とコスト削減を図った。

(2) 化学物質総合管理分野

CHIP掲載情報の更新については、更新の必要のないもの、ナイト内部で行う必要のあるものを除く37項目の全てについて、マニュアルの整備・改善を行いつつ、アウトソーシングを行った。

(3) 適合性認定分野

必要な外部技能試験を活用するための外部技能試験プロバイダの育成事業は21年度に終了し、育成したプロバイダによる技能試験の活用を開始した。

[参考] 21年度までの外部技能試験プロバイダの育成事業者5機関(繊維1、土建1、電気1、抗菌2)

(4) 講習業務

大都市圏である東京、名古屋及び大阪の受講会場は、同地を勤務地とする近郊の他県在住者の受講が多いという講習需要の実態から、大都市での開催回数を十分確保する一方で、地方都市での受講にも不便を来さないよう開催計画を作成し、安価で利便性のある講習会場を確保する業務をアウトソーシングし、業務遂行の状況についても適宜確認した。

(5) その他

これまでアウトソーシングした業務は、確実に実施している。

また、化学物質管理分野については、リスク評価等に必要な情報の整備に際しては、アウトソーシングや外部人材活用などによる一層の効率化を進めることとしている。

3. 外部人材の効果的活用

(1) 認定業務

外部審査員を19名確保し、21年度までに確保した外部技術審査員とともに審査に活用した。

(2) 製品安全関係業務

製品安全に係る事故原因に関する調査能力を有する外部の技術的専門家(製造事業者OB、消防機関OB、検査機関OB等)の中から、引き続き、製品事故調査員として、全国で29名委嘱し、製品安全業務における事故情報の調査・分析業務で積極的に活用し、製品安全業務における事故情報の調査分析能力の向上を図った。

(3) 事故原因究明の迅速化、高度化

原因究明の迅速化、高度化及び職員の技術レベル向上のために専門知識を有する知識者（高分子・プラスチック、電力・エネルギー、腐食防食・電気、金属材料の腐食防食、材料力学、半導体材料・電子回路の工学博士6名）をアドバイザーボードに登録し、6回の相談を行った。

4. 機動的な内部組織の構築と人員配置

(1) 地方支所の体制見直し

- ・全国の地域別事故案件、事故のリスク分析結果を踏まえつつ、随時全国に配置した製品安全担当調査官を集めた会議において、近隣支所との役割分担の調整を行い、限られた人員で最大限の効果が得られるよう平準化を図った。
- ・2月16日に全国支所長会議を開催し、各支所におけるコスト構造等を意識した業務運営について検討を行った。

(2) 製品安全センターと認定センターが一体となって、子供が関係するガスライターの重大事故に対し、消費生活用製品安全法に基づく安全規制の体制構築に寄与した。製品安全センターが、いたずら防止機能に関する試験方法及び装置を開発し、法令に基づく安全基準に反映させるとともに、その知見をもとに、認定センターが、法令に基づく認証機関の登録のための調査を短期間で的確に実施した。

その他に、職員の部門間の積極的異動などにより各部門間の技術的連携を進めるとともに、職員のキャリアパス及び技術的能力向上を考慮した計画的な人事配置を行った。

5. 業務の電子化の推進

(1) 業務・システム最適化

業務・システム最適化計画に従って、N I T E - L A N、化学LANについて統合し平成22年度から運用を開始した。B I O - L A Nについても平成22年度中にN I T E - L A Nへの統合を実施し、3つのLANの統合及びサーバ・周辺機器の統合等の情報基盤の全面刷新を実現した。また、平成21年度までに実施した業務・システム最適化に関する業務について中間評価を実施した。

(2) 調達、審査体制の強化

平成20年度に整備したナイトのIT調達制度運用について、C I O補佐官による案件全件審査（159件）、政府調達審査会における仕様書内容等の技術的審査（52件）の実施等により、政府の求めるIT調達の透明性、公平性と同等以上の水準を確保。また、仕様内容の明確化により、応札事業者の増による競争性の向上を目指し、政府調達案件について平成21年度は平均提案者数2.9者（平均入札者数2.2者）のところ、平成22年度は平均提案者数3.3者（平均入札者数2.3者）に改善した。

(3) 情報セキュリティ対策

新規職員対象（講習会）及び全職員対象（eラーニング）とした情報セキュリティ教育を実施し、職員の情報取扱における情報セキュリティ意識が向上した。また、各部門において外部専門家の技術支援により情報の洗い出し、情報セキュリティ対策計画の策定、個別システムの運用マニュアル・手順書の整備を実施し情報セキュリティ対策の定

着を図った。

情報セキュリティ自己点検、情報セキュリティ監査を実施しセキュリティ関連規程類の遵守状況を確認し情報セキュリティ対策に関するPDCAサイクルを推進した。